

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 26 年第 3 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 26 年 9 月 2 日、午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 金田敏行	2 金田文子	3 松下好延
4 夏目忠昭	5 渡邊 勲	6 村松 修
7 鈴木藤雄	8 伊藤 武	9 熊谷 勝
10 田中邦利	11 土屋 浩	12 山口伸彦

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男	代表監査委員	後藤太
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	松井利文	生活課長	滝元光男
産業課長	澤田周蔵	保健福祉センター所長	片桐洋人
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
財政課長	鈴木正吾	教育課長	伊藤斉

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 夏目忠昭議員

(1) 田口特定環境保全公共下水道事業計画の進捗状況

2 田中邦利議員

(1) 火葬場待合室の改修・設備更新について

(2) 名倉風力発電について

(3) 第 6 期介護保険事業計画について

3 金田文子議員

行政策・事業展開はP D C Aサイクルによって常に改善され続けなければならない。以下3施策について問う。

- (1) 平成26年度設楽町防災訓練（平成26年11月16日予定）実施プラン
- (2) 「土砂災害防止法」に基づく住民の適切な行動選択のための施策（みずから守るプログラム）の展開
- (3) 平成26年度「町長と町民との懇談会」に対する町長自身の評価

4 金田敏行議員

- (1) 設楽町災害時の避難マニュアルについて
- (2) 町営住宅の入居状況について

5 渡邊勲議員

- (1) 設楽町行政のP D C Aについて

日程第6 報告第7号

平成25年度設楽町一般会計継続費精算報告書について

日程第7 報告第8号

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第8 同意第1号

設楽町固定資産評価委員の任命につき同意を求めることについて

日程第9 議案第59号

工事請負契約の締結について

日程第10 議案第60号

財産の取得について

日程第11 議案第61号

財産の取得について

日程第12 議案第62号

設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について

日程第13 議案第63号

和解について

日程第14 議案第64号

平成26年度設楽町一般会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第65号

平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第66号

平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第67号

平成26年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第68号

- 平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 69 号
平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 70 号
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 認定第 1 号
平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号
平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号
平成 25 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 4 号
平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 5 号
平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 6 号
平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 7 号
平成 25 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 8 号
平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 9 号
平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 10 号
平成 25 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 認定第 11 号
平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 認定第 12 号
平成 25 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 認定第 13 号
平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 認定第 14 号
平成 25 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。早朝より御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、平成26年第3回設楽町議会定例会（第1日）を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。8番伊藤武君。

8伊藤 おはようございます。平成26年第3回定例会第1日の運営について、8月28日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は従来どおりです。日程第3、諸般の報告は、議長より報告があります。日程第4、行政報告は町長より報告があります。日程第5、一般質問は本日5名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は町長提出29件です。日程第6、報告第7号から順次1件ごとに上程します。日程第14、議案第64号から日程第20、議案第70号までの7議案は一括上程します。日程第21、認定第1号から日程第34、認定第14号までの14議案は決算です。一括上程し、決算特別委員会を設置して審議することとします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番渡邊勲君、6番村松修君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについての報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成25年度の6月分、7月分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおり、陳情書6件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第6号、第7号は、文教厚生委員会付託、第8号は議長預かり、第9号、第10号、第11号は、文教厚生委員会付託に決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。9月議会定例会の開催に当たりまして、議員全員の皆様方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。9月に入りまして朝夕はずいぶん過ごしやすくなってまいりましたが、8月中旬から雨が降る日が長く続きました。相変わらず不安定な気候の様相を呈しておりまして、今後台風シーズンの到来による土砂崩れ、道路の決壊等の災害の発生が危惧されるところでありますが、引き続き、住民の安心安全の確保、災害への備えとして、的確な情報の提供、関係機関との連携等に努めてまいりたいと考えているところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず、第1点目でありまして、シタラ・ロック・ジャム・フェスティバルの開催について御報告申し上げます。平成27年度に設楽町と津具村合併10周年を迎えるに当たりまして、合併イベントとして、8月30日の土曜日にふれあい広場において開催しました。このロックイベントは、これまで町ではなかった音楽に関する初のイベントでありまして、20代の若者バンドから60代のいわゆるおやじバンドの方10組をはじめ、ESD世界会議のPRとしてキッズダンス隊、津具マルシェにも出演予定のトランスフォーマー、メインの立川俊之さんなど、合計13組の出演者の方々が、町内のみならず、県内各地から家族連れで参加していただきまして、会場を大いに盛り上げていただきました。また、音楽のほかにも飲食または音楽にちなんだブースの出店が10団体あり、それぞれが趣向を凝らした特産品を販売され、こうして会を盛り上げていただいたところでございます。

第2点目でありまして、来年度整備予定の名倉保育園基本設計業務の進捗状況についてであります。名倉保育園の整備につきましては、本年度予算で基本設計と実施設計を計画しておりまして、8月25日に公募設計業者5社においてプロポーザル方式による設計案の審査を実施いたしまして、設計業者が決定したところでございます。今後、設計業務の委託を行い、地域住民の意見を踏まえつつ、新名倉保育園の建設に向けて進めてまいります。

次に、アーリントンハイツ訪問団の来町についてであります。9月25日(木)から9月30日(火)までの6日間、中学生海外派遣事業の派遣先であります、アメリカ合衆国イリノイ州アーリントンハイツから先生2名をはじめ中学生20名、計22名の方々が設楽町を訪れ、設楽中・津具中の生徒の家庭等、12組の家庭で

ホームステイをされることになっております。この訪問の目的は、中学生海外派遣事業で築いた本町とアーリントンハイツの中学校の相互理解、交流・連携をより一層深め、国際理解を高めることであります。一行は初日の9月25日に設楽中学校で受入式を行い、2日目以降は、中学校の授業に参加したり、各ホストファミリーのスケジュールで終日過ごす予定であります。

次に、歴史民俗資料館を中心とする清崎地区整備計画についてであります。奥三河郷土館の老朽化に伴いまして、清崎地内において歴史民俗資料館（仮称）の建設を計画しております。現在、資料館の敷地造成工事が行われておりますが、町の南側玄関としての機能を考えたときに、隣接する八雲苑、サークルK、さらには豊川、清嶺保育園横の町有地等を一体とした整備が必要であると考え、本年度行う歴史民俗資料館建設基本設計におきまして、このエリアの基本構想を策定し、目に見える形でお示しをしたいと考えております。歴史民俗資料館本体の計画につきましては、文化財保護審議会委員の方々の意見を参考にしながら、資料館本来の機能を確保し、周辺施設との連携により、誰もが気軽に立ち寄れる施設の整備を考えてまいります。

次にゆるキャラグランプリ 2014 への投票についてであります。本町のマスコットキャラクターとましーなちゃんは、既にこのグランプリにエントリーしております。本日から10月20日（月）まで、1人1日1回という投票スタイルで実施されますので、御協力をお願いいたします。なお、本日、議会終了後の午後4時から役場玄関口キャノピーにおいて、ゆるキャラグランプリ 2014 とましーなちゃんPR決起大会を開催させていただきますので、ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

本日は、5名の議員による一般質問に続き、報告2件、人事案件1件、工事請負契約及び財産の取得に関して3件、条例改正1件、裁判の和解1件、一般会計・特別会計の補正予算7件のほか、平成25年度歳入歳出決算認定14件について上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 町長が言われましたように、とましーなちゃんのPRの決起大会ということで、また偶然にも議員の皆さん申し合わせどおり、とましーなちゃんのポロシャツで御参集いただきまして、とましーなちゃんの決起大会に制服として参加できることを感謝申し上げます。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いします。はじめに、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4夏目 議長のお許しを得ましたので、第1回目の質問をこの登壇から行います。なお、本日は先だって議会のほうで統一的に議会の初日並びに最終日にはとましー

なのこのシャツを着て、議会のほうで議論をしようじゃないかということで統一しましたところ、いみじくも4時からとましーなちゃんのゆるキャラ2014のPRの決起大会があるということで、執行部のほうもそろえてこのようなシャツを着ておりますので、せっかくの設楽町の特産物であるトマト並びにしいたけ、それから天狗ナスを含めたナス、そのほかに高原キャベツだとかいろいろなものがございしますが、設楽町の新鮮な野菜、そしてみずみずしい野菜これに似合うような新鮮なみずみずしい討議を期待して私の第1回目の質問を行います。

それではまず田口特定環境保全公共下水道事業計画の進捗状況、このことにつきまして、この事業計画の住民説明会が平成21年度の2月に実施されてから5年6カ月が過ぎました。田口地区住民の多くは下水道のことを忘れかけています。そこで事業実施に向け、次のことをお伺いいたします。1番、今後の住民説明会のスケジュール。2番、今年度、処理場の調査を実施していますが、自然流下による処理が不可能な理由を詳細にお聞きいたします。3番、下水道事業は水特事業の目玉事業で、町負担分の8割を下流が負担するとされています。現状でのこの試算、試みの計算ですけれども、この試算総事業費と財源内訳及び汚水処理施設のあり方としてですね、下水道だけではなくて町営合併処理浄化槽事業、これらを想定した場合のこの町営合併浄化槽事業の試みの計算、試算総事業費と財源内訳をお聞きいたします。特に下流域の8割負担は、この合併浄化総事業にも適用があるのかないのかをお聞きします。4番、田口地区での下水道事業は人口密集地域のため事業効率がよくコストダウンになると思いますが、名倉、津具地区農業集落排水事業と比較しまして、どのような額になるのか、比較対照をお聞きします。5番、今後10年間で汚水処理の概成を目指す新マニュアルの達成を実現するためには、担当職員一人では現況では到底不足とっております。先例の名倉、津具の実例を見ましても、3人は最低必要で、現実に当時は3人で対応しておりました。ここで愛知県の派遣職員の要請を含めまして、このような複数態勢、これを早急な態勢整備を図ることによりまして事業の推進を大いに図られることが必要だと考えますが、この点につきましても、お考えをお聞きします。以上をもちまして第1回目の質問をここの登壇より行います。

生活課長 それでは生活課のほうから、ただいまの夏目議員の質問にお答えをしたいと思います。まず1点目の今後の住民説明会のスケジュールということについてお答えします。9月中旬をめどに、田口地区下水道等あり方検討委員会を開催します。あり方検討委員会におきましては、地区住民説明会資料の事前説明をするとともに、追加資料の要望があれば準備していきます。地区住民への住民説明会につきましては、10月から田口地区11箇所順次開催します。

次に、今年度処理場の調査を実施しているが、自然流下による処理が不可能な理由を詳細にお聞きする、ということでございますけれども、昨年度、平成25年度に委託しました田口地区特定環境保全公共下水道事業全体計画見直し策定業務委託におきまして、地形の形状、接道の状況、用地取得可能面積、下水道施設（流

入管渠、放流管渠ルート、放流先位置、距離)、処理場用地への進入路、処理場(振動、悪臭、景観等)につきまして比較検討のほうを行いました。

その結果、自然流下による処理が可能な場所は小貝津地区の1箇所のみであると思われまます。この地区を先ほどの項目に沿って調査した結果、砂防指定地指定区域及び自然公園法の適用区域でございます。処理場に必要な面積といたしまして、6000から8000平米の面積が必要でございます。面積要件等、県との協議が必要となります。また、この地域はダムの危険水域に該当するため処理場の建設はできません。もう少し上流で計画した場合を考えてみましたが、数件の家屋移転が必要となり造成コストが高額になります。また、周辺につきましては住宅密集地に近く感覚的弊害、臭気、見ため、景観に配慮する必要がございます。地域住民感情を無視して進めることは困難であり、人家から離れた場所を考えております。したがって、現在用地調査を進めております町道上原荒尾線沿いの町有地、隣接する土地を候補地として進めてまいります。

次に3番目の下水道事業は水特事業の目玉事業で、町負担分の8割を県と下流域が負担するとされている。現状での試算総事業費と財源内訳及び町営合併浄化槽事業を想定した場合の試算総事業費と財源内訳をお聞きする。特に、県下流域8割負担は浄化槽事業にもあるのかなのか、という質問にお答えします。田口地区の下水道整備は、平成21年2月に締結された設楽ダム建設同意に基づく地域振興策であります。田口地区につきましては、今までに水特法の事業計画にそって、役場新庁舎、併設する子どもセンターや図書館が完成し、役場進入路も整備のほうも行われました。最初に現状での総事業費の試算についてお答えします。

田口地区下水道整備にかかる総事業費は、現段階では約35億円であります。この中には測量費、処理場の用地買収費、工事費を含んでおります。約35億円の内、2分の1の17億5000万円が国からの交付金、社会資本整備交付金という交付金を活用したいと考えております。残り17億5000万円の約8割が県下流域の負担金。それから残り約3億5000万円が町負担金であります。約3億5000万円につきまして下水道債、過疎債で充当し交付税で算入された金額を引いた町負担金は約1億4000万円となっております。

また、下水道整備事業につきましては、下水道を利用できる方とできない地域の方々に対して不公平が生じます。そのため加入分担金を整備区域内の皆様から整備費の一部をいただきます。この加入分担金を差し引きますと約4000万円が町の負担となります。

次に町営合併浄化槽で整備した場合でございます。名倉農業排水事業区域内で町が施行した事例がございましたのでその結果に基づき試算した結果、約21億円となります。公設浄化槽整備に、環境省所管の循環型社会形成推進交付金として3分の1の7億円、それから下水道債・過疎債充当されたとして30分の17、約11億9000万円、交付税算入後約4億8000万円。個人負担金が10分の1ということで2億1000万円となります。

単純に比較しますと交付税算入後の町の負担は下水道整備では約 4000 万円、公設浄化槽整備、市町村設置型につきましては約 4 億 8000 万円となります。この結果、県、下流域の補助を受けられる下水道事業のほうが有利となります。県、下流市町の 8 割補助につきましては、水源地域整備計画に位置づけられた事業のみに適用されますので、田口地区の公設浄化槽整備に対する県、下流市町補助金はありません。

次に、田口地区での下水道事業は人口密集地区のため事業効率はよく、コストダウンになると思うが、名倉、津具地区排水事業と比較してどうか、という質問にお答えします。名倉地区の農業集落排水事業につきましては平成 7 年度から平成 14 年度にかけて整備が進められました。総事業費は約 35 億円、一戸当たり換算しますと約 725 万円、津具地区農業集落排水事業は、平成 9 年度から平成 15 年度にかけて整備がされまして、総事業費 25 億 4000 円、一戸当たり換算しますと約 462 万円です。現在計画しております、田口地区下水道整備にかかる総事業費約 35 億円を田口、小松地区の一部、事業所、公共施設等あわせた 637 戸で試算した結果、一戸当たり約 549 万円となります。なお、約 35 億円は、現時点での概算金額でございます、県内の美浜町で国と共同研究により、早期かつ低コストな整備手法を取り入れた下水道の検討やその他市町村の事例を研究しながら、可能な手法は本町でも取り入れ、さらなるコスト縮減を図っていくつもりでございます。

最後になりますけれども、今後 10 年間で汚水処理の概成を目指す新マニュアルの達成を実現するためには、担当職員一人では到底不足と思う。津具、名倉の事例をみても 3 人は最低必要で、愛知県の派遣職員要請を含め、早急な体制整備を図ることが必要と考えるがどうか、についてお答えします。御質問の新マニュアルにつきましては、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省統一して作成された初のマニュアルであります。その中で、1 番重要視しているのが、今後 10 年程度を目標に、地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること、との国の方針が示されております。この計画を進めていく上で人の確保は重要な要素と考えております。必要に応じて県職員の派遣も選択肢の一つに入れて検討していきます。以上で終わります。

4 夏目 今、具体的な数字を示していただきまして、御丁寧な答弁があったかと思えます。私が危惧しておりますのは、今までこのような具体的な数字がなくて、要するに汚水処理施設の建設につきまして、下水なのか公設の合併浄化槽の設置なのか、そういうようなイメージが先行した議論が先にありまして、住民の皆様方やあり方検討委員会、それから下水道審議会、これらの方々に具体的な数字を示してどちらが有利なのか、そして相対的には設楽町の将来の財政負担も含めて、その健全なる財政を維持していくためには、将来的な公共投資の軽減を図る必要があるところから汚水処理施設を下水道型でいくのか公設町営の合併処理型でいくのかという議論がなされておりましたが、要するにここで議論が進んで

おりません。したがって、まずは具体的な数字による比較に基づいて、それを先ほど言ったあり方検討委員会や下水道審議会、ならびに田口地区の住民の皆様方にお示しをまずして、そこから理解の促進を図り、汚水処理施設のどちらの施設の形がいいのかこれを早急に進めてほしいという思いから、今回このような質問をさせていただきました。したがって、先ほどの数字から見てみますと、まずその前に具体的な質問をさせていただきますが、私が記憶をしておるところですと、1年か2年ほど前に町のほうから示されました、田口地区の特定環境保全下水道の法的な耐用年数はたしか50年、それから合併浄化槽、これは公設でも一緒ですけども、その法的な対応年数27年と確か記憶をしておりますが、この辺についてはそれでよろしいのかどうかということが1点。

それから先ほど示していただきました田口公共下水道、これの総事業費が35億円、要するに現行での試算の総事業費は35億円と先ほど確か半田市かなんかと比較、美浜町ですか、比較しましてこれは技術が進展すればこれはもう少しコストダウンがなると説明がありましたけども、35億円、現行では、そして公設の合併処理浄化槽が21億円、こういうことになりまして、なおかつ先ほどの説明でいきますと、個人負担が下水道のほうは1億4000万円で加入分担金を含めると差し引くと4000万円ということでした。公共下水道のほうは個人負担が1割の21億ですので2億1000万円ということになりますが、この加入分担金というのは加入分担金ですので、あえて私はそれを承知しながら質問いたしますが、公共下水道をつくるとした場合には、加入分担金は一旦取ればあとの更新のときにはこれは取れないという解釈でよろしいのかどうか、これが2点目。

そして、先ほど言った公的合併浄化槽の個人負担分が2億1000万円ございますが、これが先ほど言った質問の中の法定耐用年数27年、したがって現時点で両方をスタートした場合に27年後にはまた、合併浄化槽を掘り起こして埋め立てをしなきゃならないんですけども、その時点でもまたこの個人負担分の2億1000万円は各家庭にお願いするのか、要するに法定耐用年数が下水道50年、そして合併浄化槽が27年、これがいいのかどうか、これが1点と加入分担金は一旦取れば50年後の更新の場合にはこれはもう取る必要がないと私は理解してはいますがいいのか、そして合併浄化槽のほうは法定年数は27年とするならば、それを27年後に、または54年後に、そして81年後に、そして108年後にやった場合には現時点でやると5回やることになってますが、そのたびに2億1000万円一部負担金、要するに個人負担分が各世帯に割り当てられるのか、この辺をちょっとお伺いします。

生活課長 ただいま3点ほど再質問いただきました。法定耐用年数の件でございますけども、下水道は施設50年、それから合併浄化槽は27年となっております。それから下水道の加入分担金については、一括ないし分納と制度でございますけど、一回取ればあとは取りません。それから公設で事業を進めてった場合の27年後の話でございますけども、循環型社会形成交付金の仕組みといたしましては1割負

担は必要となりますもんですから、また 27 年後にもし同じ事業がありまして、それを活用した場合は 2 億 1000 万円は個人の方から徴収をさせていただきます。以上です。

4 夏目 そうしますと要するに、先ほどの設楽町当町の健全なる財政運営のためには、先行の長期のスタンスに立つ先行の公共投資の軽減を図るという概念において、今現在、汚水処理施設が環境特定保全公共下水道がいいのか、町営の合併浄化槽がいいのかという議論がなされておりますが、そういう意味合いにおいては 50 年と 27 年が正しいとなりますと現時点で両方を設置したとして、50 年後そして 100 年後に下水道を設置した場合に 3 回やる、それから合併浄化槽は現在設置した場合に 27 年後と 54 年後と 81 年後と 108 年後に 5 回やるということになります。そうしますと総事業費の 35 億で 3 回やるとなると 105 億円かかるわけですね、今計算してみたんですけども 21 億円掛ける 5 回というのはちょうど 105 億円なんですね。これは公共投資としては額はほとんど一緒になります。ただしその代わり、先ほどの個人負担の加入分担金は 1 回取ればあとはなしということですので、各世帯の田口地区住民の負担は 1 億円の現時点の 1 回で済んじゃうけども、合併浄化槽の場合には 1 割負担の 2 億 1000 万円でしたね、これが 5 回やるということは 10 億 5000 万円負担するということになりますので、公共下水道のほうは 1 億円の負担で合併浄化槽のほうは 10 億 5000 万円の 5 回分の負担がこれからのし掛かってくるという確認になります。そういう解釈でよろしいですね。

生活課長 そのとおりだと解釈しております。

4 夏目 そうしますと要するに、財政健全化並びに先行きの公共投資の軽減を図るという意味合いにおいては 105 億円が一緒ということになりまして、個人負担は 1 対 10.5 倍ということになりますと、住民のほうに有利なのはやはり汚水処理施設としては公共下水道という私は感覚になります。それからもう 1 点、要するに公共下水道というのは、処理場と基幹の配管、そして各家庭からの基幹に伴う枝管、これが主だと思います。そうしますと、現時点でやった場合には、これを 1 回布設すれば 50 年後にはまるきしそれを全部、一気に変えちゃうということではなくて、もちろん処理場も含めて 100 年後も一緒ですけども、毎年補修をしながら法定対応年数を延ばすことが私はできる、これは建物の補修と一緒にそういうふうに考えます。ところが、財政負担上では 100 年というスパンを見た場合には補修しながらいくもんですから、一気に 50 年後 100 年後にばかんと 35 億円が必要になるという考え方ではなくて、補修の必要なところから配管だとか処理場のろ過装置だとか、そういうようなものも含めてやっていけるという計画的な逐年の財政計画がとおしてできますが、公設の合併浄化槽の場合には 27 年後には法定耐用年数が切れるもんですから、27 年と 50 年と 81 年と 108 年後には現在やった場合に 4 回、まさに 21 億円必要になってくるということで、そのとき大幅に公共投資が必要になってくるもんですから財政的にはかなり負担がでてきます。それから公共下水道のほうは一旦布設してしまえば地中の中ですし、処理場は処理場として

残りますが、4回、現時点で布設するとなると5回穴を掘って埋め換えをすると
なると、地区内の工期、重機でやっても業者に聞くと約1ヵ月くらいはかかる、
しかしながら、重機の入らないところでは3ヵ月くらいかかると私は認識してま
すが、そうしますと相当、現時点では、住民の方々が、特に商売をされている方
は27年後のたびに穴を掘って埋め換えるとなりますと、商売にも影響出てきま
すし、また環境上でも地区内では避けたいところだと思いますが、そういうところ
も含めてですね、今度は合併浄化槽につきまして、あくまで下水道法に基づきま
して下水道事業の補完的な役割を果たす、要するに公共的機能です。補完的な役
割を果たすということは下水道が完備されていて、相当離れたようなところにつ
いては合併浄化槽をやるんだという考えとなるわけですが、下水道と合併浄
化槽の汚染浄化率といえますか、これには先般1年か2年ほど前、これは確か4
年ほど前でしたけども第2回の説明があったときに町長のほうから鹿島川の汚染
を測る単位として水素イオン、それから生物化学的酸素要求量BODですね、そ
れから浮遊物質SS、それから溶存酸素量DO、それから大腸菌群数といろい
ろな検査項目がありまして、これらを含めましてですね、総称してですね、感覚
的で結構ですので汚水浄化率、これが下水道を100とした場合に補完的な合併浄
化槽、これが感覚的で結構ですので、先ほど言った5つの要素を含めた検査項目
を含めた感覚的な浄化率が何%くらいなのか、その辺のところを衛生上のところ
からお聞きします。

生活課長 下水道と合併浄化槽の汚染の状況ということが質問ございました。処理廃
水の基準といたしましてはBODといわれる数値が法的には決まっております。
BODというのは生物の化学的酸素要求量ということで、微生物が汚れ、有機物
を食べるために使ってます酸素の量のこととございます。この数値が多くなれば
多くなるほど川の中の酸素が減ってしまいまして、この辺の近くの鮎等の他の魚
たちが息ができなくなって死んでしまうこともございます。法律で決まってお
ります下水道の基準につきましては、BOD1リットル当たり15ミリグラム以下と
いうふうになっております。合併浄化槽につきましてはBOD20ミリグラム以下
ということで設定がされております。皆さんが今使っておられる単独浄化槽につ
きましては設定された当時が90ミリグラムということで、非常にアバウトな数字
というか緩やかな数字で設置のほうがされていた経緯があります。現在の合併浄
化槽につきましても、補助金等でどのようなものかというのを見ていきますと、
窒素とかリンにつきましては除去できないような状況になっております。先ほど
からの鹿島川の水質のことがちょっと触れましたけども、先ほど言われたように
水素イオンとか生物、それからBOD、COD、DOとかいろいろございますけ
ども、特に鹿島川については今までのデータからいきますと大腸菌が50以下とい
う基準に対し5000から1万3000というような数字が出ております。これは明ら
かに家庭内からの汚れた水が鹿島川のほうに流れているというようなことと判断
しております。下水道というものを100%とした場合には先ほど言うように合併

浄化槽は下水道の補完するような設備ということになっておりまして、下水道につきましては年 24 回検査を行って、40 項目以上とか厳しい基準がございます。浄化槽につきましては法定検査が年 4 回実施されて 5 項目ということで、pHとかBODとか透視度とか残留塩素の検査を行うこととなっております。大体的な感覚的には、申しますと下水道を 100%とした場合に 60%くらいではないかと考えております。以上です。

4 夏目 私も今、課長さんが言われた資料の中で、先般町から示された鹿島川の大腸菌群の数字につきましては驚いた結果でございました。下水のほうは 50 以下ですけども、現行で単独浄化槽を使ったり、それから合併浄化槽を使った場合の現状の鹿島川の汚染は 5000 から 1 万 3000 というようなこととございましたので、ということは逆に言うと下水道については家庭からの枝管を通して公共枿を通して本管へ行き、本管から処理場へ行ってそれを年間 24 回の検査項目の中できれいにして豊川に返す。合併浄化槽のほうは単独浄化槽も含めて各家庭の側溝を通して鹿島川へ流れていた現状が大腸菌が 5000 から 1 万 3000 ということで、これは明らかに、それが今度あんまり私も推薦しませんがダムができた場合にはダム湖にそれが溜まるということになりまして、現状では下水のほうはダムの堰堤から下のほうへ流すということですのでそういうこととなりますとですね、鹿島川の合併浄化槽の場合には汚染があまり改正されないという結果になるかと思いません。これらのことにつきましても、現状では今まであり方検討委員会や住民の皆様方にあまり示されていない数字ですので、こういうものをぜひですね、正確な数字を要するに具体的でなおかつ化学的根拠に基づいた数字ですのでお示しをしていただいて、ぜひ汚水処理の施設のあり方についての判断材料の一助にして、早いところ汚水処理の施設の建設を強力に進めてほしいと思っております。

もう一つ、あり方検討委員会のほうで家屋の調査をやるということで、要するに公共下水道をやった場合に分担金 20 万円ですけども、8%掛けて 21 万 6000 円になりますが、これに値してそのほかにどの程度各家庭からトイレ、お風呂、それから台所からの集水枿を通して集合枿に入って公共枿に入って基幹の下水道にいく場合の工事費がどの程度になるかということも議論しとった場合に、あり方検討委員会のメンバーの家屋を調査してほしいということで、検討委員会で決まりまして私の家も調査の対象になりましてやられました。下水道を想定した場合に埋め殺し、既存の単独浄化槽や合併浄化槽、これはもし下水をやるとした場合に埋め殺して中の汚物を全部きれいにしちゃって、水で洗って空っぽにしといて、掘って出さずにそのまま埋め殺しの状態で、なおかつ下水道に必要な集水マス、さっき言ったトイレ、台所、お風呂、このような 3 つの集水枿と集合枿、それから公共枿につなげて基幹に持っていく、この工事費がどの程度になるかということも調査していただきました。恐らくその結論が出るとかと思えますので、下水道施設を設置した場合の単独浄化槽や合併浄化槽をそのまま埋め殺しにしといて、平均的な工事費が単独浄化槽では大体いくらぐらいかかるのか、そして合併

浄化槽ではいくらぐらいかかるのか、この辺のところも住民の皆様方が一番知りたい情報かと思えますので、あくまで既存の単独浄化槽と合併浄化槽を埋め殺し、中をきれいにして水で洗ってそのまま空っぽにしといて蓋をコンクリートで固めるかどうかは知りませんが、その埋め殺しの状態を前提とした場合の工事費はいくらなのか、この辺をちょっと教えていただければ住民の皆様方も理解が早いんじゃないかと思えますけどもその辺をよろしくお願いします。

生活課長 昨年、あり方検討委員会の方の家屋につきまして調査のほうは 14 家屋でございすけども、調査のほうを実施させていただきました。今の議員のほうから言われるように浄化槽の処理というのが、かなりのウエイトを占めております。今回の質問は浄化槽というものをとりあえず埋め殺しの状態にしたという状態で、平均的にいくらかかるかということでございすので、14 家屋についてもいろいろばらつきがございすけども、平均的なということでお答えのほうをさせていただきたいと思えます。まず合併浄化槽の場合でございすけども、合併浄化槽につきましては、宅内の改修が完了しておるということで、下水道までの配管と台所からの油取り、グリーストラップということで報告書が上がっておりますけども、必要になると考えております。例えば、公共枿までの配管につきましては 30 メートルと仮定させていただきまして、台所からの油取りというのも設置させていただいたということで、約 25 万円くらいかかるんじゃないかと試算のほうをさせていただいております。それからまた単独浄化槽につきましては、トイレの改修については済んでおるわけでもございすけども、台所、風呂への配管、それから先ほど言いましたけども台所からの油取りが必要となると考えております。その費用でございすけども、約 40 万円、これは一応最低限ということで御理解願いたいと思えますけど、40 万円ぐらいの費用が必要ではないかというふうに考えております。以上です。

4 夏目 ありがとうございます。要するに今まで地区住民の皆様方は加入分担金 20 万円、ただし 8% 掛けて 21 万 6000 円になりますが、それと工事費が町のほうの資料ですと 10 万から 100 万円かかるとなっと思ったもんですから、戦々恐々としたんですけども、合併浄化槽の場合には先ほど言った 30 メートルぐらいの家庭内枝管の整備と要するに全体事業として油取り設置とした場合には 25 万円、それから単独浄化槽の場合には、これはトイレは整備されてますが、台所、お風呂が整備されていない、ただ現状では恐らく台所もお風呂も流しのほうであるもんですから、これについて油取りやなんかを設置した場合に、最低限で 40 万円くらい必要だと、そうしますと大体こういう数字だと皆様方に話が持ちかけれるんじゃないかなというような感じは私もいたしております。

それから最後にですね、この点をちょっとお聞きします。津具、名倉の農業集落排水事業とは違いまして、田口地区特定環境保全下水道事業はあくまで下水道法に基づいて全戸の加入を前提としております。しかし、各家庭の事情によって、すぐには加入できない世帯もございすし、御老人 2 人、または 1 人の世帯、跡

継ぎのいない世帯、負担が賄えない世帯等、各種の事情を抱えております。このような世帯の方々に個人負担分の分納制度の導入だとか、情報ネットワーク設置時のように、要するに設楽町のほうに情報ネットワークを整備しましたけども、そのときには加入促進制度としまして、工事費やなんかを1年間でしたか2年間でしたか、格安な数字でお示しして加入促進したわけですけども、ただ工事費を下水道のほうで格安にするということは、津具や名倉の農業集落排水との公平性との関係からこれはできませんけども、例えばの場合に、加入促進制度としましてですね、3年以内に下水道を家庭内設置して着手すれば半年間くらい下水道使用料を減免するというような減免制度を設けていただいで、先ほど言った分納制度のほかにそういうような減免制度を設けていただいで加入促進を図るというお考えをいただきたいなと思っております。要するに田口地区は一番最初に人口密集地ですので、下水道の整備が必要なところでございましたけども、ダムの建設に絡んで今日まで建設が延ばされてきた経緯がございます。そういうところの住民感情もあって、今まで待ったのにこれはどういうことなのかという、要するにこの間の町長の住民との懇談会でもいろいろと質問ございましたけども、こういうところの住民感情も配慮しながら使用料減免の加入促進制度、これを下水のほうに適用願いますと田口地区住民感情にかなう制度と思いますので、ぜひ分納制度とそういうような加入促進制度としての、要するにある一定期間以内に下水道の建設に着手すれば、半年間くらい下水道使用料は減免するというような制度、こういうものを持ってですね、住民感情にお応えしながら加入促進を図ってはいかがと、こんなふうに提案させていただきますけどもその辺はいかがでしょうか。

生活課長 ただいまの加入分担金、また使用料の減免についてということでお答えをいたしたいと思っております。前段階でございますけども、全国につきましては汚水処理施設が平成25年度末で88.9%ということまでになっております。設楽町はこれから下水道整備をしていくというわけでございますけども、もう下水道整備が終わりまして他の自治体につきましては加入促進というものを現在積極的に行っている自治体も数多くございます。その中で先進地の事例というのはございまして、設楽町で活用できるものは積極的に取り入れたいというのが事務の担当としての考え方でございますけども、加入分担金の分納については分納制度がございまして、それから使用料に上乗せをしていただいでくということもやっている自治体もございます。使用料の減免でございますけども、先進地の状況でいきますと、酒田市というところが、今議員の質問のとおり供用開始から3年以内に接続した家庭には使用料の減免措置を行って加入促進を行っているということでございます。ですので、このようなことから加入促進としてはこのような制度も積極的に取り入れて住民の方になるべく早く下水の供用をできるような形をとっていきたいということで考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

4 夏目 今ありがたいお答えいただきました。これにつきましてですね、分納制度や

加入促進制度の使用料の減免、こういうようなものにつきまして町長さん、最後に申しわけございませんが一言、促進制度という考え方について御賛同願えるのかどうか御答弁をお願いします。

町長 下水道の件につきましては、逐一いろいろな細かい部分から御指摘、または御質問いただきましてありがとうございます。今言われましたようにですね、設楽町の中心地である田口地区、この水、特にそうした雑廃水をきれいにしていくというのは我々設楽町民、特に田口地区の責任にもあるかというふうにも思っております。そういったことから、皆さんが極力利用ができやすい、加入のしやすい、そういった方式をとっていきべきだというふうにも考えております。そうした中で御指摘をいただいたようにですね、加入負担金の問題、また使用料等の支払いの軽減化を図れるそうしたことについては、特に田口のエリアの人たちはダム問題に振り回されたという状況の中で長い歴史の中から、こうした事業を進めていくというそういう背景にもあります。したがって、こうしたことを住民の皆様方にも気持ちをやはり還元ができていけるように、還元というのはそうした使用に対しての軽減を図れるようなそんな方向を目指してこれを進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

4 夏目 ありがとうございます。要するに住民の皆様方に、そういうような漠然としたイメージではなくて、科学的な数字の根拠に基づいた情報の提供、これが一番必要ではないかと、こういうふうに思っております。したがって、あり方検討委員会や下水道審議会、これらにつきましてですね、特に住民の皆様方には広報等を通じて、またこれからも町長との懇談会を通じて、こういうような数値を積極的に開示していただいて住民の皆様方の汚水処理施設がどちらのほうがいいのかということをも判断していただいて、その判断後には早急に、強力にこの施設の促進をお願いしたい、こういうことをお願いして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。

議長 次に、10 番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 当議場はそろいのキャラクターシャツで、とましーな議会という格好になっておまして、私のとましーなも胸ポケットから、真ん中に移動しました。張り切って質問をしていきたいと思えます。火葬場待合室の改修、設備更新について質問します。設楽町にある2つの斎苑のうち、清崎にある設楽・豊根斎苑は築30年を超えました。津具斎苑も改築後30年近くが経過して、いずれも老朽化が進んでいます。利用者からは、「古びた施設で悲しかった」「エアコンを」「洋式トイレを」などの声が聞かれます。この間、住民生活が向上してきたかは別にして、その生活様式は確実に変化し、家屋、台所、トイレ、照明等々、文化的、近代的なものに変貌しつつあります。生活様式は着実にレベルアップしてきました。これ

らを反映して、各自治体の斎苑は、最新鋭の火葬炉を備え、ホテルかと思えるほどの待合所を併設し、ついこの儀式にふさわしい場を住民に提供しています。設楽町では豪華な施設は用意できませんが、少なくとも、死者を丁寧に送りたいという家族、親族の思いに応えた、心安らぐ施設として、現況の火葬場を刷新する必要が出てきているのではないかと思います。いかがでしょうか。そこで以下、質問をします。火葬場の老朽化が進み、施設の改修、設備更新が必要になっていると思うが、現状に対する認識はどのようなか、伺います。二つ目に、特に緊急を要すると思われる火葬場待合室の改修、設備更新について、検討や調査に着手する用意はあるか。また、その予定はあるか、お尋ねをします。

次に、名倉風力発電問題における、事業者に対する町の政治姿勢についてお尋ねをします。先の6月議会では、名倉住民を中心に、2400筆余りの請願署名が寄せられ、議会もそれを賛成多数で採択をしました。この議決は重く、当然に町長もこれを尊重して行政に当たらなければなりません。行政だけでなく、風力発電を計画した業者もまた、住民の意思表示を尊重すべきであります。それは至極当然のこと、世間の一般常識というものであります。請願署名や議会採択を受け、事業者のほうから撤退を表明することこそ、企業の良識の発揮になると思います。しかしながら、この事業者は、住民が出向いて中止を要請しても、今後のことは検討中と答えるばかりで、住民の願いを煙に巻き、住民の意志や議会決議を真摯に受け止めようとはしてはいません。それどころか、環境影響調査結果の説明会を企て、役場にそのことを報告に来たと聞きます。事業を中止するなら説明会は不要なことは明々白々で、結局、風力発電計画を強行しようとしている事業者の姿を示すことになりました。こうした事業者の理不尽な行為を許すわけにはまいりません。この事業者の姿勢、行為について町長及び行政担当は、どのような対応をするのか。以下、お聞きします。質問の前提として、私は住民の皆さんの意向に添って、このような風力発電の強行について、ともに反対をしていく決意であります。一つ、まず、このような事業者に対して町長は、どのような見解を持つかお尋ねをします。2、事業者に対して継続か、中止か、真意をただす考えはないかお尋ねをします。3、事業の中止を求め、それを通知、勧告する考えはないか。以上、明快にお答えください。

最後に第6期介護保険事業計画について質問をします。第6期介護保険計画が来年4月から実施されます。今、社会保障は、自然増を含め、聖域なく見直しが行われようとしています。介護保険もまた、保険財政の事情を何より優先させて、介護の社会化を放棄し、公的給付を削りこみ、介護の責任を再び家族や地域、地方自治体に押し付ける方向に制度が改悪をされました。具体的には、要支援者を保険制度の枠外に追いやること、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定すること、所得160万円以上の利用者に2割負担を押し付けることなどです。消費税増税による増収分は、全て社会保障に回すと言っていたことはどこに消えたのでしょうか。実行されていれば、こんなひどい制度改革はなかったは

ずであります。介護難民をなくし、高齢者も現役世代も安心できる介護制度にするため、制度改悪の中でも、さまざまな困難を抱える利用者や介護現場に視点を当てた施策がとられるよう願ってやみません。進行中の介護保険事業計画の策定作業に期待するものであります。そこで以下、第6期介護保険計画を策定するに当たって、町の基本的な考えを伺います。1、要支援者へのデイサービスとホームヘルプは町の事業、地域支援事業になりますが、どのような対応になるのか。現在、要支援のサービスを利用している認定者に対しては、同じサービスが継続されるのか。お尋ねをします。介護度3以下の、施設入所外しについて、対象者数とその対応策はどうか。また、利用料2割への引き上げについて、同じく対象となる人数と対策はどうか、お尋ねをします。さらに、老人ホームの入所待機者を解決するというのは、町長のかねてからの公約です。その実現のめどは立っているのでしょうか。以上第1回目の質問であります。

生活課長 それでは生活課のほうから、火葬場待合室の改修・設備更新についてということでお答えをします。最初に、住民の生活様式がレベルアップする一方、火葬場の老朽化が進み、施設の改修、設備更新が必要になっていると思うが、現状に対する認識はどのようなものか、ということをございますけども、現在、設楽町内には、清崎斎苑と津具斎苑の2ヶ所の斎苑がございます。これの運営につきましては設楽町、豊根村、根羽村の3町村のほうで斎苑運営会議というのをもって運営のほうにあたっております。平成25年度につきましては、清崎斎苑が72人、津具斎苑が50人の方の利用がございました。施設につきましては、清崎斎苑が築57年、津具斎苑が築47年経過しておりまして、老朽化も進んできております。現状に対する認識という質問でございますが、火葬場につきましては、家族が故人と最後の別れをする神聖な場所でありまして、また多くの親族の方もみえます。両施設の老朽化や施設に対する要望につきましても今までいろんな形で意見をちょうだいしております。施設更新を計画的におこなう必要があると考えております。

2番目でございますけども、特に緊急を要すると思われる火葬場待合室の改善・設備更新について、検討や調査に着手する用意とその予定はあるのか、ということでございます。火葬場の待合室の改善につきましては、毎年緊急性の高いものから行っており、施設の維持管理を積極的に進めておるわけでございますけども、2月に開催をいたしました、設楽町斎苑運営会議というのが設楽町、豊根村、根羽村担当課長において構成されております運営会議におきましては、今後の斎苑のあり方についてということで、設楽町のほうから各町村に提案をさせていただいて、意見のほうをいただいております。3町村の共通認識といたしましては、今後の施設の老朽化にともないまして、大規模な修繕、これから炉自体が痛んできた場合の改修等に大きな費用がかかってくるということや住民からの意見、津具の斎苑につきましては進入路の件、待合室の件、それから清崎斎苑につきましても待合室とかいろんな件で要望等をいただいております。そういうよう

な要望について、話し合いを行っておりまして、今後の施設のあり方というものをどうしていこうかということが協議されております。その結果といたしましては、今ある清崎斎苑、津具斎苑2施設を1施設に統合していく方向で準備を進めております。具体的な調査検討は平成27年度に着手いたします。以上です。

町長 御質問の2点目になります名倉地区風力発電に対する企業者の対応につきましては、私からお答えをさせていただきます。本計画につきましては2400余の住民請願が出されたことについては、重く捉えております。そしてこれを尊重すること企業者、また許可権者である愛知県にもその意向を伝えておるところでありまして、今後におきましてもこれを重視していただくことを伝えていく考えには変わりはありません。こうした考えを前提として御質問にお答えをさせていただきます。まず1点目のこうした状況があるにもかかわらず、この事業者は撤回の意思を示さないと、こうした事業者に対して町長どう見解を持つかということがあります。この事業者につきましては、請願採択を無視して無理矢理、事業を押し進める考えはないというふうに明言がされております。そういうことを担当からは聞いております。また、事業者としての責任、環境影響評価の縦覧というものは最低限、果たしていきたいと言っているそうであります。そういった意味におきましても、こうした世の中の状況、そしてこうした事業を進めるための法手続き等、こうしたものを遵守するという、こうしたことはきちっと進めていく会社であろうというふうなイメージを持っております。

そうしたことで事業者に対して継続するか中止か真意をただす考えはないかということでもあります。事業者に対しては請願採択後にわたりまして、本庁へ来ていただきまして請願の結果を伝えました。それと共に請願採択が今後事業に与える影響は大きいということも説明しております。具体的には、町民を代表する議会の皆様方が、請願採択ということをしたことの重みと、ただし一方では法的拘束力はないものの、住民の代表機関ともいべき議会で請願が採決されたということで、非常にこの意義は重いということをお伝えさせていただいております。今後事業を進める上においても様々な面で許可が出せない、使用が認められないといったケースもあり得るといった説明もしております。これに対し、事業者側は、請願採択の事実は重く受け止めるというふうに意思をあらわしております。それを踏まえて今後の対応を検討していきたいと回答しておりますが、一方で、事業者としてこれまで多くの時間と費用を費やして調査してきて、こうしたことを含め、今後事業展開をしていくということで、企業としての信用、信頼、これにも努めていきたいという考えを持っておみえになります。そういう中で、事業者の最低限の責務は果たした上で結論を出したいというふうに聞いているところでありまして、具体的に事業者としては事業に対する説明も不十分であるということから、まずは環境影響評価の結果報告を、縦覧等の形で実施していくというふうにも聞いております。そうした意向であるということでもありますので、したがって現段階では真意をただすというのは時期尚早に考えております。

3つ目の事業の中止について通知、勧告する考えはないか、ということですが、2400余名の請願があったことは、住民の皆様のおかげがえのない貴重な意志であります。町としても到底無視することのできない事実であります。一方で、事業者が計画する事業も法律に従って進めておるということでありまして、その中で健康面での不安が住民の皆様から厳しく指摘されているとはいえ、行政として中止を勧告しなければならないような決定的な健康被害が認められる確実な科学的所見、裏付けですね、そうしたことができる判断や意見、そうしたものが見えてない。そして法律違反等過失を犯しているわけでもないわけでありまして、事業者としても強行に事業を推し進める考えが無いことは明言しております。現段階では撤退という可能性を含めて今後の対応を検討中としているように聞いております。こうした状況である以上、町としては事業者の真意の確認には努めるものの、撤退を通知、勧告することを現時点では考えておりません。

町民課長 第6期介護保険事業計画についての第1問目、デイサービスとホームヘルプは町の事業となるがどのような対応となるかということと、現在の要支援は同じサービスが確保されるかという問でございます。今回の医療介護総合確保推進法案というのが、この6月18日に可決、成立をしております。それを受け、町は、介護保険の保険者として、平成29年4月までに、要支援者に対して、いわゆる総合事業を実施することとなっております。この総合事業では、訪問介護、いわゆるホームヘルプでございます。と通所介護、いわゆるデイサービスについては、町が現行制度並みの基準に基づく事業所指定のほかに、住民主体による多様なサービス提供体制を確保することが求められています。その対応としまして、現行制度並みの基準に基づく事業所指定に関しましては、東三河8市町村で進められております、広域連合による保険者統合について、平成30年度をめどに検討が進んでいますので、これについては、他市町村と意見交換をしながら町の基準を定めたいと考えています。住民主体による多様なサービス提供体制の確保については、平成27年4月から、現行の町地域介護予防活動支援補助金、いわゆる地域のロコモ教室のことでございますが、これについて拡充することに加え、生活支援サービス創出に関する協議会を設置し、住民団体、ボランティア組織の創意工夫を促しながら、町が主体となってコーディネートしていきたいと考えています。したがって、現時点では、住民団体の準備期間、他市町村との検討などを勘案し、平成27・28年を準備期間とし、平成29年4月から総合事業を実施するよう検討を進めています。この予定では、要支援の方が利用する介護予防サービスについては、平成29年3月末までは、現行のサービスが継続され、平成29年4月から、要支援認定の都度、総合事業のサービスを利用していただくこととなります。

それから2問目の要介護2以下の施設入所外しについて対象者と対策、それから利用料2割の引き上げについての対象と対策づくりでございます。先ほどの医療介護総合確保推進医療法案というものの成立を受けまして、平成27年4月以降に新たに特別養護老人ホームに入所される方は、原則、要介護3以上の方が対象

となります。しかし、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に入所が認められることとなっています。この特例入所の判断に当たっては、透明かつ公平な運用を図る観点から、国において、今後、具体的な要件や判定手続きについて指針が示されることとなっています。今後、国から示される指針を踏まえ、適切な対応を図ります。なお、対象者については、県が本年7月に公表した特別養護老人ホームへの入所待機者調査結果によりますと、設楽町の要介護1から5の待機者総数24名に対して、要介護1、2の方は13名となっています。参考までに、現在要介護1、2で入所している人は、12人います。今回の医療介護総合確保推進法案の成立を受け、介護保険制度の持続可能性を高めるため、基本的に、被保険者の所得上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の方に対しては、サービス利用料について2割を負担していただくこととしています。この合計所得160万円とは、単身で年金収入のみの場合、280万円以上の方になります。国が示している年金収入が280万円の方に関してのモデルによりますと、平均的な厚生年金受給額182万円よりも約100万円ほど収入が高く、また280万円の収入から税や保険料を差し引いた可処分所得は235万円ほどあり、平均的な年金受給者と比較しても、負担能力が高く、自己負担を2割としても負担可能な水準であることが示されています。町内対象者については、現時点では正確に把握できていませんが、設楽町の介護保険サービス利用者を約470人として、国から示されている上位20%で換算すると94人ほどが該当する計算になります。対策としましては、今後、該当者に対して、国の法改正の趣旨を踏まえた周知を徹底し、理解を得たいと考えています。以上です。

町長 3つ目の老人ホームの入所待機者を解決するといつて、町長公約したけれども、その実現に向けてはどうかという御質問でございます。選挙公約の中で、「介護施設入所希望者に応えるため、施設増設に向けて民間事業者の誘致に努める」ということで、掲げさせていただいたところであります。民間事業者の誘致につきましては、複数の事業者への打診を行い、誘致に努めているところですが、現状では、介護職としての有資格者の確保等が課題となり、民間事業者の誘致のめどは立っていないのが現状であります。引き続き、民間事業所の方の誘致に努めていきます。また、その一方で、入所可能施設をふやす施策以前に、介護予防と在宅介護支援を充実させるという観点から、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立的な日常生活を営むことができるように医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、こうしたものを整えていく必要があるかという思いの中で、設楽町版地域包括ケアシステムというものを構築を目指していきたいと考えております。設楽町の現状を踏まえると、この設楽町版地域包括ケアシステムにより、在宅で生活される高齢者を支援することにより、介護施設へお世話になる高齢者数を減少させていく、そして

老人ホームの入所待機者を解決したいというふうに考えているところでございますけども、これについては、12月議会全員協議会におきまして、町高齢者福祉計画策定の中間報告として御説明させていただく予定にしています。

10 田中 1番は省略しまして2番の風力発電、再質問をさせていただきます。答弁で言われておるのは、事業者は法令は遵守するが、住民の誤解がまだあるから、それを正すためにはまだ続行したいと、町長のほうは無理やりやることはないでしょうと、こういうお答えなんですけどね、私質問させていただいてるのは、そこら辺はわかっておるんです。町長や議会がね、どちらに軸足、つまり請願署名した大勢の住民の方々に軸足をおいて政治をやるのか、あるいは業者の言い分も聞いてですね、町政を進めるのか、そここのところを私聞きたいんです。例えばね、今度、環境影響評価の説明会があると、会場を貸してほしいと、どここの会場でやると役場にも伝えてきているんじゃないかと思うんですが、その場合、町の施設であったならば、御遠慮いただくと、こういう態度で対応しますか。

企画課長 現在、事業者から言われていますところは、縦覧の場所を貸していただきたいという話でありまして、説明会ということは今のところ考えてないようであります。

10 田中 縦覧は終わっとるでしょ。

企画課長 終わっていません。

10 田中 それを貸していただきたいと言ってきたときに、課長はどう答えましたか。

企画課長 微妙な問題でありますけども、業者の姿勢として10年間調査をしてきて、環境影響評価の報告書を以前まで縦覧をして説明会を開いていたんですが、説明会の体をなさなかったということで、今度も恐らく説明会を開いても説明会の体をなさないだろうということは業者も重々承知しておりますが、業者の企業としての責任上、評価を報告するのは当然の義務であるというふうに業者のほうは考えているようでありまして、そういう説明を受けておりますので、場所はともかくとして、公共施設を貸してくれと言った場合にどうするかということですが、私個人的には説明会を開催させてあげたいなという気を感じております。

10 田中 多分説明会をやっても同じような事態になって、住民の猛反対。企業の務めとしてね、途中までやったんだから最後まで説明会やらしてくれと、環境影響評価の。そんなのは全然理屈にならないというか、事業をやめるんだったら環境影響評価なんかは用がないんです、常識でわかると思うんですね。ただ企業のほうは、要するにいろいろ投資したからなんとか巻き返しをしてね、この事業を継続させたいと、こう思ってるに違いないんですね、だから環境影響評価をやると、行政のほうも毅然とした態度とらないんですから、これはいけるなと思っとるんじゃないかと。つまりね、私は町の対応が事業者のいろんな行為を助長させているんじゃないかと思っとるんですよ。企画課長にお尋ねをしますが、あなたは業者が巻き返して事業が復活することをですね、密かに願っているんですか。

企画課長 現実的に考えて名倉地域仏庫裡での事業は不可能だと私は思っております。

す。というのは、もう既に事業者に例えば、段戸 208 号を貸してくれと言われても町は請願採択がある以上、お貸しすることはできません、ということは既に伝えてあります。ですので、現実的にできることはないと思っておりますけれども、今後の、昨年の省エネルギー、再生可能エネルギー基本条例にありますとおり、低炭素社会の実現に向けて町として再生可能エネルギーを使ったり、エネルギーをふやしていくということは当然、やっていかなければならないことだと思っておりますので仏庫裡の話とは別には再生可能エネルギーの事業の話があれば協力していきたいと考えております。以上です。

- 10 田中 私も再生可能エネルギーを活用していくというのは、大事なことだと思うんです。ただそのこととね、住民の健康だとか住民の大勢の思いに反して進めるということは、全然お門違いというふうに思うんですね。一番初めの質問に戻ってしまうんですけども、もし町が徹底的に住民の立場に立っておるならば、事業をこういうわけですから止めてくださいって言えるはずだと思うんですね、そこが私はよく理解できません。町長、町民のために汗かくのが町政でしょ、業者の言い分じゃなくて町民のために汗かいて仕事するのが町政だと思うんです。だとしたらね、それはやっぱり業者にも中止をするように求めてほしいと、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと憲法 15 条でいっております。つまり請願した多数の住民に奉仕することが役場職員の努めであって、業者の奉仕者であってはならないということを申し上げましてこの質問を終わります。

次に介護保険の再質問をさせていただきます。まず第 1 点の要支援の問題であります。広域連合で検討して基準を決めるからお答えできないというふうな答弁でありましたけども、私が聞いとるのは、もしそうだとするとね、町としての考え方でどう広域連合に臨むかという点でいえば、町の考え方を明らかにしてほしいというふうに思って質問をさせていただきましたが、それに対する直のですね、直接答えていただく説明はなかったと思います。再度質問しますが、要支援サービスでデイサービスとか訪問介護、これを利用している方がいますよね、課長も答えていただいたかもしれませんが、79 人いるそうですね。この方のサービスが一体どうなってしまおうかということ、私は縮小されたりですね、実際行き場がなくなってしまうということ、今まで介護受けとった人が、聞くところによりますといろいろコストを抑える動きがありますし、厚労省がそういうふうに通ると言っているんですけど、サービス参加とか人件費は今以下に下げるといようなことを言っておるもので、多分引き下げるんですね、そうすると事業者のほうはそれを受けたら赤字になりますから受けない、そうすると行き場がなくなって、介護難民ができてしまう、というふうにしなきゃならないと思うんです。同じサービスが継続されるように努力もしていただきたいし頑張りたいんですが、その点は課長、どうお考えでしょうか。今の要支援の人たちは必ず、サービスが引き続き継続されるようにすると明言していただければ大変ありがたいんですが。

町民課長 要介護 1、2 の方がいわゆる特養のほうへ入るのがちょっと規制されると

いう話でございますけども、先ほどの中ですと今までは施設側の判断で入所を規定しておりました。今回、この法律の中では町が適切な関与のもとということでの町の判断、意見というのが反映されることになっております。今までどおり国の指針ですので、ある程度間口は狭まるというのは推測できますけども、そこで町の意見がそのまま通らないとか、非常にその辺は意見が出せるというところで考えてはおりますけども、しかしながら先ほどの間口が狭まるというのはそういう状況になります。しかしながら、在宅それから通所というところで町のサービス、総合的なサービスというのを実施していくということでございますので入所というところは狭まりますが、在宅、通所というところでサービスを確保していきたいと思っております。

- 10 田中 次に要介護1、2の老人ホームへ入所できなくなるという話ですが、課長は12人と言われましたが、対象者16人、今入ってる方が要介護1、2でおると私は聞きました。先ほどの町長の答弁にもつながりますけども、この人たちが介護施設を出ましてですね、他に代わりになる代替の施設を求めようとしても、入所料の面でですね、大変高いもんですから、特養ホームが大事なんですよ。ぜひ町長頑張ってもらって、特養ホームを引き続きですね、建設するほうでだめだと言って頑張っていただきたい。私らも年金暮らしですが、とても入れませんね、有料老人ホームだとかサービス付高齢者住宅とかね、入れません、ということで、ぜひお願いしたいと。12人おるわけですが、今の12人ってですね、どんな方でしょうか。

町民課長 お一人お一人の症状を確認しておるわけではございませんですけども、やはり特養の入所の基準というのがそもそもあるはずであります。それに基づいて、かなり多数の人の中から要介護1、2で入所しておる人が、私どもの調査で12人おりました。客観的な判断基準ということで判断をしておりますし、単純に要介護1、2の人と要介護3、4の人と入所の比較をしますと、もちろん3、4と高度の人のほうが優先されるはずではございますけども、軽くて入っておるということはございませんし、ある程度、そういった身体の事情というところで入所をしておるものであります。

- 10 田中 今、設楽町2400人の65歳以上の方で施設介護を受けてる方は120人と聞きますね、その中で12人ってかなりね、選抜といういろいろな事情のもとで入ってると思うんです。私思うにこの方はね、多分もう虐待、認知症、精神障害などの症状を抱えた人が多分入ってるのではないかなというふうに思うんですね。そうなると、今度の新しい法律でもですね、そういう症状のある方は特例入所といって引き続きですね、老人ホームから出なくてもいい、引き続き入所ができるというふうに認めるとなっておるんですね。多分、特別な症状、みなさん認知症があるから入れてくれると思うんだよね、そういうふうになつとると思うんだよね、現状でも。だからこれはですね、ぜひ調べてもらって、この方々が行き場がなくならないようにしていただきたいと思っておりますがいかがか。それが1点です。

時間ありませんからもう1点。2割負担のことなんですがね、これもお答えをいただきたいんですがね、2割負担って高額所得者って言われるけども、実は違うんですね、160万円以上って結構おるみたいなんですよ。私らはうんと低いんですが、普通のサラリーマンをやった人はおるんです。そういう人たちは高所得者とはいえないんですね、ですから状況に応じてね、食費と居住費は今補助給付をやっておるんですね、所得の大変な方には食費と居住費は補助しましょうとやっておるんだから、それを続行する考えはないかとそれをお答えいただきたい。

3つ目です。3つ目に町長にぜひ特養ホームと申し上げましたけども、現況を正確に捉えてこそ、対応が可能になる。私聞るところによりますと、今の実質的な待機者は24人と聞いておりますが、その点はどうかということをお尋ねして質問を終わります。議長には大変申しわけありませんが答弁の時間をぜひ、よろしくお願いします。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。なお、冒頭に申し上げましたとおり、質問時間は答弁を含めて50分以内といたしますので、質問者は時間の配分を十分配慮しながら、質問をしていただきたいと思います。

次に、2番金田文子君の質問を許します。

2金田 行政の施策・事業の展開は、プラン・ドゥー・チェック・アクションのPDCAサイクルで、常に改善をするのが既に常識となってきました。とりわけ、人の命にかかわることは今すぐ実行しなければなりません。8月の記録的豪雨災害、3.11東日本大震災等の経験から、あした起こるかもしれない大災害は、もはや想定内のことになりました。地域住民が情報をどこまで共有していたかによって、命が失われてしまったケース、また、守れたケースの事例報告が毎日たくさん報道されています。設楽町では、住民の命を守りきる備え、情報共有は大丈夫でしょうか。この問題意識に立って質問をします。第1問目は、ドゥー、実施が11月16日に予定されている町の防災訓練についてです。効果が高い学習方法は、経験によることが研究で明らかになっていますから、防災訓練は有効な対策です。訓練がどんな災害に対処するものなのか、目的や自ら命を守る行動について意識したうえで実施するほうが効果は高まります。関係組織との調整も進んでいることと思います。防災訓練実施プランの概要を模式図あるいは流れ図等でわかりやすく説明してください。

第2問目です。当地域の地勢的な特徴は、花崗岩の風化したマサ土におおわれ

ているとか、急傾斜地、雨によって増水して急流になる谷川が多いとか、土砂災害が起りやすい地域です。2週間前の広島豪雨災害は、決してよそごとではありません。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、以下、土砂災害防止法といいます。により、国や県からさまざまな対策、情報が発表されています。設楽町には危険箇所が444箇所もありますが、これは6月27日の数字です。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定は112箇所に留まり、指定率25.2%と奥三河地域で最低です。また、愛知県発行の「自ら守る行動ガイドブック」があり、安全な行動のためのプログラムが奨励されていますが、手に取って学習し、組織的に情報共有している地区は、少ない現状です。土砂災害防止法に基づいて、地域の実状に応じた具体的取り組みをするのは、市町村の義務となっています。地域住民の気づきを促し、正しい理解、正しい判断、安全な行動形成ができるソフト事業、いわば「設楽町の自ら守るプログラム」が必要と考えます。PDCAでいえばプランです。そこで、土砂災害から身を守る安全な地域づくりのソフト事業、つまり、住民が適切な行動を選択できるようになるための施策について町の考え方、及び具体的取り組みについて伺います。

第3問目は、町長と町民との懇談会の評価について、町長に直接お聞きします。町長、そして関係職員の皆さん、連日のように夜、それからまだ後1箇所残っているから4日の夜もですけど、ほんとうにお疲れ様です。私は、懇談会開催を町民と政治との距離を近づける第一歩と捉えて、評価しています。ただ、その一歩とは、地方分権に対応できる、住民自治の歩みを進めるという前提です。まず、町長のお考えは町民と情報を共有して参加を促し、共にまちづくりをしていくという考え方が根本にあるのかを確認します。いかがですか。そして懇談会の企画プラン、実施を経た現在の分析チェックを伺います。以上、一回目の質問です。よろしくお願ひします。

総務課長 それでは、金田議員の1問目の質問について、お答えさせていただきます。先の3月議会総務建設委員会における金田議員からの委員会質問について、防災訓練後の区長との意見交換会におけるいろいろな意見をもとに、私のほうから課題の抽出及び実施内容を分析し、6項目の改善事項をお示しさせていただきました。これは、議員が申される分析・評価に当たりまして、町が事務事業を執行する場合、予算を使う責任がありますので、当然のことながら単に前例を踏襲することなく、全職員それぞれの立場で日常的にPDCAサイクルに基づき、効率的で効果が上がるよう施策の展開に努めています。

では、ご質問の本年度の防災訓練の内容につきましては、前年度の防災訓練及び訓練後のアンケート調査、区長との意見交換会を踏まえて課題を整理し、地域の防災力の向上、自分の身はみずから守る、地域の住民は地域で守る、自主防災会の機能強化など、地域住民の自助・共助の防災意識を高めることを基本的な目標に、昨年よりも少しでもステップアップできるよう実施したいと考えています。特に災害弱者、いわゆる災害時要援護者の対応について再確認する意味でも、安

否確認訓練、避難訓練を中心に、情報伝達訓練、消火訓練、防災備蓄品の点検の実施を計画しています。具体的に説明いたしますと、避難訓練につきましては、大地震を想定し、安全行動訓練を実施後、避難場所、いわゆる命を守るために即座に避難するそれぞれの住民の身近な広場等に避難後、避難場所単位で集まって避難所へ避難します。

2点目、安否確認訓練につきましては、各自の避難段階、または避難所へ集まってから改めて自主防災会が住民の協力を得て、避難者及び災害時要援護者の安否確認を実施します。本日お配りのプランの案を議員の皆様方に配付してありますが、パターン1とパターン2を安否確認訓練については、現時点では考えていますが、まだどちらにするかということは決定していません。今後の自主防災会への説明会の折に、防災会単位で地域の実情に応じて、選択していただければと考えています。

3点目の情報伝達訓練については、避難及び安否確認が完了後、昨年度同様、速やかに防災無線屋外子局と消防団の協力による無線を用いて、災害対策本部への情報伝達を実施します。

4点目、消火訓練については、昨年度は会場を絞って実施したため、情報伝達訓練後、待ち時間が非常に長かったことや参加者数が少なかったことから、本年度は消防団の協力のもと避難所単位で消火訓練を行いたいと考えています。

5点目、防災備蓄品の点検については、各自主防災会で所持している防災機材の使い方を、地区住民の方に知っていただくためにもぜひ、自主防災会単位で実施していただきたいと考えています。

その他についてですが、避難場所、避難所については、これまで町が一方的に避難所等の指定を行ってまいりましたが、昨年の訓練及び意見交換会において、避難所が適正であるかについての疑問が多く出されましたことから、早急に再検討するため、現在、最も区域内の状況を熟知しています自主防災会の御協力を得て、区域内における適正な避難場所及び避難所について具体的な場所の報告を進めており、まもなく全地区の状況を集約できる段階であります。今後、早急に提示された避難所などの状況を確認し、各地区の要望に即して再度、避難所を指定してまいります。また、本年度の訓練結果につきましては、チェック表やアンケートといった形で調査を実施し、今後の課題の抽出及び改善内容として、来年度の訓練に繋げていきたいと考えています。昨今の自然現象は、従来では想定できない規模で突然襲ってまいりますので、いつ、どこで発生するかわからない災害に備えて、地道でも毎年訓練を継続し、被害の当事者になる住民の防災意識及び地域の防災力をさらに高めるとともに、町の災害対策本部が円滑かつ的確に情報を収集し、地域住民へ正確な情報を適正なタイミングで伝達する機能強化を図り、相互に連携することが最も重要なことであると思います。

2点目の土砂災害についてであります。現在、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等については、防災ガイドブック等を配布して住民の方に周知して

いますが、実際に指定されたエリア内でどの世帯が対象となるのかは、手作業でリスト化したものの、まだまだ精度が低いため、正確な情報として周知するに至っていない状態であります。今後、どこの、誰が、何人当該区域内に住んでいるのかをしっかりと調査し、災害発生の恐れがあり、避難勧告や避難指示を出す際においては、該当する住民に対し正確な情報を的確に伝え、避難を呼びかけることが重要でありますので、具体的に取り組んでいかなければならないと考えています。現在、土砂災害警戒情報につきましては、県内を5kmメッシュで区切った地域において、土壌雨量指数が雨量判定図における一定の基準線を超えた場合、愛知県と名古屋地方気象台が共同で、土砂災害の危険があるとして市町村単位で発表しています。実際、土砂災害警戒情報が発令された場合、町は状況を判断して避難準備情報を最初に流し、町民に注意喚起及び準備を促しつつ警戒に努めるとともに、気象台によるその後の降雨予測によって、避難勧告、避難指示を順次発表するということとなりますが、現状では5kmメッシュ内の全世界帯を避難対象とするしかないのが大きな課題であります。しかしながら、避難勧告等の判断のタイミングと災害発生は、気象台のデータ予測どおりいかないもので、夜間に急激な雨で避難できない状況の中、避難勧告及び避難指示を発令することは、どの災害においても賛否両論あり、極めて出すタイミングの困難さを表しています。したがって、住民は、継続的な避難訓練等により自分の命はみずから守るという危機意識及び行動方法を組織的に高め、一方、行政は迅速な情報収集による的確な判断に基づき、住民に対して正確な情報を伝達することで、住民が避難できるよう空振りを恐れず早めの的確な判断が最も重要であると考えています。

それでは、具体的に取り組んでいく方策について説明します。まず1点目が、土砂災害警戒区域内住民情報のリストアップ化です。町としては、対象住民のリストアップ化を検討しています。具体的には、住基情報と県が所持している土砂災害警戒区域データを座標に変換し、マッチングさせることで、区域内の対象住民をリストアップした台帳を作成するとともに、世帯ごとの世帯員名簿及び周辺位置図を個票として作成します。ただし、技術的に職員では困難でありますので、次年度予算を計上したいと考えています。台帳作成は第一目標であり、最も重要なことは、いざ危険な状態に陥る可能性が生じた際、適切に台帳を活用し、住民が命、被害を避けられることでありまして、そのためにも情報を円滑に更新していくことが求められることから、更新方法について、今後検討してまいります。

2点目は、土砂災害警戒区域内住民情報と土砂災害警戒メッシュ情報の活用です。住民情報と土砂災害警戒区域におけるメッシュ情報の2つを合わせることで、ピンポイントで避難対象者を選別することが可能となります。ただし、情報は住民に正確に伝達して初めて有効になるものであるため、避難情報については、防災行政無線、エリアメール等さまざまな伝達手段で行うこととなりますが、今後、区長さんや自主防災会の協力を得て情報を周知するシステムも検討してまいりたいと考えています。

3点目は、住民生活に即した現実的な避難場所、避難所の指定であります。先ほど説明したとおりです。

4点目、防災ガイドブックの作成です。既に各家庭に配付してありますが、ある程度広いエリアで作成されており、住民の個々の家の位置が明確にわからなく、さらに危機意識を持ってもらうため、再度、見直し後の避難所をはじめ、愛知県の震度予測を踏まえながら、地区ごと程度の縮尺に拡大し、自分の家が危険な位置にあることを明確に認識できるよう、防災に関するいろいろな情報を含み、わかりやすいガイドブック的なものとして、次年度に作成を考えています。

最後、今までは非常に科学的な面でありますけど、最後の災害を歴史から学ぶということも非常に大切な視点であると思います。災害は、同じ場所に再び起こる可能性があると言われておりますので、各地域において以前災害があった場所を認識することは、早めの避難など、予防の面で行政、住民共に大いに効果があると思いますことから、次年度において各地区で長老と言われる人、または古いことをよく知っている人から、いつごろ、どこで、どんな災害の発生があったか、直接聞き取り調査を実施し、まとめて別の機会でお知らせしたいと考えています。災害について、科学的なデータに基づき適切に対応することは最も重要なことではありますが、このように、アナログ的ではありますが、災害に係る歴史的な事実や先人の知恵について歴史から学び、貴重な情報として活用することも大切な視点であるものと考えています。

最後の質問については、町長からお答えさせていただきます。

町長 それでは、町長と町民との懇談会に係る評価ということで御質問をいただいております。昨年度までは、区長さん方と私との懇談会ということで、町内4会場で実施してまいったところでありまして、町民の皆さん方の生の声を直接真摯に聴きたいと昨年度末から強く思っているところでありましたので、本年度は議員御存じのとおり、8月18日を皮切りに、9月4日まで7会場におきまして、東三河広域連合の概要をはじめとする重要課題について御説明を申し上げ、各地域の個別的な課題についても説明させていただいているというところがございます。私と町民の方々とのフリートークで懇談する機会を設けさせていただいて、現在、6会場で行いまして、あと1会場を残すのみであります。こうして、全会場が終了していない現段階でありまして、適切な評価ということで申し上げるのは時期尚早かなというふうには思っておりますけれども、今までの状況の中で、各会場共に想定したよりも参加者数が少なかったとはいうものの、町民の方々の御意見は的を得ているものが多かったなというふうにも思います。そして、町政におけます、現実的課題に関する意見がほとんどでありまして、先に申し上げましたように、町民の生の声を聴く中で、自分と同一な考えであったり、時には私とは別の視点で物事を捉える意見が出されております。今後の町政展開を図る上で貴重な御意見だというふうには捉えているところでありまして、大変効果的であったものと感じております。

このように、改めて町民の方々の声を聴いているわけですが、町政に反映することに必然性を強く感じている一方、私は、日常的、普段の生活、またいろいろなところでのお付き合い、そうした中での地域住民の方々が集まるいろいろな行事等に出かけて行って、できる限りそうした場所で、気軽な雰囲気の中で町民の方々の率直な考えですとか、御意見を聴くように心掛けて、実践をしているところでもあると思っております。さらに、職員につきましては、地域活動などに積極的に参加していただく、そして、町民の声や要望に耳を傾けていただく、そうした具体的な行政サービスや施策に反映することを町民の方々も期待をされてみえるんだらうというふうに思っております。そうしたことで、職員一人一人の情報として済ますのではなく、役場組織全体でこうしたことを検討し、対応していくということを職員にも今後、促してまいりたいというふうに考えているところであります。

2 金田 大変丁寧にお答えくださりまして、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。まず総務課長さん、模式図、またはフロー図でという注文に答えていただきまして、ありがとうございました。ヒアリングに担当のところへ行ったら、このぐらいの図はきっと書けると確信しておりましたが、こうやって言葉だけでなく、図に表すということも、職員が自分の仕事の全体を見渡すのにとっても有効な方法だと思いますので、議会のたびに要求はしませんが、普段の日常の業務の中で、必ずこのように全体像を自分たちでつかむような作業を、取り入れていただきたく思います。ありがとうございましたとともにこれからも続けてくださいというお願いです。

まず、防災訓練について素晴らしいなと思った点は、避難場所、避難所の見直しということです。これを住民の自身の手で、目で見直すというところが素晴らしいなと思いました。自分たちで決めた場所へ行く避難経路というものについても、自分たちで決めたことなのでしっかり見ていくと思います。それから、フロー図の2番目のところのパターン1、2のところには、1人で逃げるのが困難な方とか、そういった方を見守りながら行くっていう行動があるってこともすてきだなと思いました。去年の反省が非常にきちんと生かされていると思いました。分析していただいて示されたことがよくこの流れの中でわかると思います。この点は大変うれしく思います。

では、さらにもうちょっとつっこんで教えていただきたいですが、まず1つ目、自主防災の地区ごとで住民中心で実施するのは、より身近になるいい方法なんですけれども、一番はやっぱり、行政はこうやって意識をどんどん高めていくんですけれども、一番は今まであんまり考えていなかったという住民の方々に、もっと意識を強化してもらうことが一番大事だと思いますので、とりあえず参加してくださった地区住民の意識をさらに強化する手立てについてお聞きしたいと思います。さっきチェック表アンケートとおっしゃいましたが、その点についてどんなふうにするのかお答えください。

総務課長 先ほど申しましたが、総合的な訓練をやれる段階ではまだ設楽町はないなという認識のもとでありますので、さきほど言ったように地道でも毎年訓練を継続するということが、まず一番大事なことだと思います。その中で改良を加えていくわけですが、先ほど説明しましたチェック、それからアンケートについては実際に自分たちが訓練に参加してやったうえで、どのような課題があるのかとか、そういうものをですね、我々も把握して次の訓練に生かしながら内容のレベルアップも図っていきたいと思っています。したがって、具体的に項目等も決めてるわけじゃないですけど、そういう形で反省する意味でもアンケート等を行いながら、自主防災会の会長さん方の御意見等を伺う場も考えていきたいと思っています。

2 金田 その考え方でいってくださればほんとにうれしいことだと思います。特に偉いなと思うのは、総合的な訓練がまだできるところまでに行っていないという自分たちの実態をきちんと見つめている点が一番偉いと思います。だけど急いでもらわなきゃ困るので、スピード上げてください。それで、チェック表やアンケートを後から行うというのではなくて、こういう行動形成を狙いますよね、そしたら、行動形成をしたときには、その行動に対する指標、行動目標ができるはずなので、それに対する項目をチェックシートにしておいていただければ今回のときでもすぐできるというふうに思います。大変細かいことを申し上げて僭越ですが、ヒアリングに行くと、もともと高い資質を持っている職員の皆さんなのですが、日常業務に追われていて専門的な知識を学んだり、評価の知識を学んだりすることがなかなかできていません。ですので、こういうことを同時進行でやっていくのが有効な手段だと思いますので、せっかくフロー図ができたので行動目標を設定して、ただ、消火訓練のときだったら単純にうまく火を消せましたか、ぐらいでもいいのでそういうことをどんどん取り入れていっていただきたいと思っています。これはまず、1人1人の参加者についての意識を高める方法なので、ぜひ終わってからとは言わず同時進行をお願いします。それからアンケートについては次年度のプランづくりのために、改善点集めとして大変重要だと思いますので、アンケート結構だと思いますが、自主防災の組織の中に核になるリーダーが、もちろん今自主防災の会長さんがいらっしゃるんですが、1人で走り回るのは大変ですから、大勢の人が核になる人が必要になってきます。そのときに、各自主防災なり組織なりから会長さんのほか、コアになるような方々を直にアンケートとともに直に集まっていただいて、生の情報交換会をしていただくと、これは町民課がやってるロコモ予防の補助団体の皆さんが集まって生の情報交換をして、意見を言い合い、行政にも改善点を要望している、そういうことをせっかくのことですので忘れないうちにやっていただきたいなということをチェック表とアンケートについてはお願いします。個々の住民の気づきを促すこと、それがチェック表でありアンケートとか情報交換会はコアのリーダーのことっていうことを両方考えてぜひ、実施をお願いいたします。

では、ここには出ていないことで質問をします。高校生や中学生たちは、高齢化地域では大きな戦力です。訓練当日は日曜日ですから、地区の子供たちにも参加するように働きかけてできることで役割を自覚してもらえたらありがたいです。例えば土のうづくりの授業をした高校があるだとか、そういった事例も報告されていますので、中高生への働きかけについてはどうでしょうか。

総務課長 言われるとおり、中学生、高校生ほとんどもう大人でありますので、このように子供が少ない現状においては大きな戦力になるというふうに考えています。具体的には、それぞれの家庭の方に回覧で回したときに多分、中学生、高校生の意識は保護者の方にはないと思います。そのようなことを一筆加えた回覧にしたいと思います。

2 金田 チェック票の中にも、中高生が例え参加していなくても、中高生がどんな働きをしてくれたというようなことを書いてもらえると意識の強化になると思います。

最後に教育委員会の担当かもしれませんが、学校があるときですね、今回の防災訓練は日曜日ですが、学校があるときの引き取りも各地で、保護者の子供の引き取りも各地で実施されてるんですが引き取り訓練、私もよその県で参加したことがあるんですけども、とても大切かなと思いますので、学校関係の取り組みについて伺います。学校がある日の子供の引き取りについてどうでしょうか。

教育課長 学校における防災につきましては、それぞれ現在、小中学校で独自に防災計画を作成しまして、それに基づいて防災訓練等の実施、それからそういった防災に関する学習等も行っております。

2 金田 学校それぞれのカリキュラムでやってるということは承知してはるんですが、町全体として1人1人の子供の命を把握するっていうか、保護者に安全に引き渡すっていうそういう責任もあると思いますので一度、個々ばらばらなのか、ちゃんと統一したようになっているのかチェックもお願いしたいと思います。

ごめんなさい、もう1個だけ。新庁舎をつくる時にですね、トイレを災害時対応にさせていただきたいということでしたいたはずなんですけれども、災害用トイレのつくり方を実践してみないと職員の方もわからないと思いますが、あるいはまた、それを見て私たちが自分の家の合併浄化槽なりで実施してみたいと思うんですが、災害用トイレのつくり方の実践は取り組む予定はありますか。

副町長 合併処理浄化槽について災害時対応の合併浄化槽にしております。それにつきましては職員間で業者さんがですね、どういう形でやるんだということを説明していただいておりますので、職員は熟知しております。家庭の合併浄化槽につきましては、仕組みが全く違うものですから、ここにあるそのものをですね、家庭のほうでできるということではございませんけれども、合併処理浄化槽につきましては、電気があればそのまま回っていきますので、それが災害時、電気がきておれば全然問題ない、あと水とですね、きておれば通常どおり使えるということでございます。

2 金田 それでは第2問目の土砂災害についてのほうをお願いいたします。防災訓練が地震対策として行われますと、そこへの避難とか避難行動がすりこまれます。そのまんまで地震のときと同じ対処の仕方でいいのですか、土砂災害のときはどうでしょうか。

総務課長 地震はほんとにいつ起きるかわからないわけですので、起きてからの対応という形になると思いますが、土砂災害については事前に雨量等の情報も入りますし、危険な状態に陥るということも予測もある程度できますので、大事なものは起こってからではなく、起こる前の段階でどのように自分たちの命を守るかということが大事だと思いますので、今回の訓練についてはもう1年地震を想定した訓練で行いますが、そういう面についても順次考えていく必要があると強く思っています。

2 金田 先ほども出ましたが、深夜とか早朝の対応とかについても、これは広島の影響を見ると、同時発生的に50数カ所で起こっていますから、行政の人がいくら頑張ってくれても無理だと思いますので、やっぱり一番本人とか御近所の声掛けが大事になってくると思うのでぜひ、地震とは別に大事な点も学習できるような計画をお願いしたいと思います。当面、町民みずからが自分が住んでいるところが危険箇所か調べる手立て、今何がありますか。

総務課長 今言われましたように、自分の場所は危険であるという認識をさらに持っていただくことが、一番最初のことだと思います。先ほど言いましたように、自分の身は自分で守るというのが、まず一番最初の取るべきことですので、先ほど言いましたようにもう一度、ガイドブック的なものを作成して、皆さんにそれを配付してわかるような形をとりたいなど、行政側では実際にこの沢が危ない区域に指定されてて、そこに誰が住んでいるのかということのを的確に把握していく必要がありますので、その両面で来年度取り組んでまいりたいと考えています。

2 金田 来年度に期待します。予算化も考えていてくださるようなのできっとできていくと思います。ありがとうございます。今ですね、ガイドブックをつくっていただくということがありまして、それから紙ベースで大きすぎるんですが、建設課等にいくと、危険箇所の地図情報も閲覧させてもらえば、無理やり頼めばできないわけではないんですが、もっと簡便にウェブ上で調べることができるように各自治体ではなっています。設楽町のウェブサイトのをのぞいてみましたが、インデックスというか左のほうの見出しのところですけども、よそでは大体一番上に防災情報とかいざというときに、などというインデックスがついているので、このウェブは時も場所も選ばずすぐに調べることができるよい道具ですから、ぜひつくってアップしていただきたいと思います。同時に先ほどエリアメールの話もでしたが、今スマホをみんな見ている、情報を得ている人が若い人たちには多くなっていますので、エリアメールや携帯電話でももちろん入るようになっていっていると思いますが、エリアメールの配信も防災情報も、今不審者情報は子供の父

兄に流れるようになってるんですが、防災情報もうまいこと流れるようなふうに御検討いただいているのでしょうか。

総務課長 土砂災害区域図の全容については、私自身も全て把握しているわけではないので、その点については考えてまいります。エリアメールについては実際に情報が流れたときに、町側のほうから入力します。そうすると、通信業者との連携のもとで入力したあとでそれぞれの携帯のほうに配信されるという仕組みであります。ただ、担当いわく機種によっては対応できない機種もあるそうですので、新しい携帯であり、スマホであれば対応できますが、古い物の中ではそういうものがあるということで、防災行政無線とあわせて活用していきたいと考えています。

2 金田 設楽町のホームページ、ウェブにもRSS機能がついているんだけど、使い方の説明が丁寧じゃなかったの、私が町の情報をスマホとかで携帯とかで見ようと思っても、自動的に送られてくるようにするにはどうしたらいいかわかりませんでしたので、そこら辺も詳しい職員の方に研究していただくよう、お願いいたします。

この件の最後に、町長が発令する、さっき出ました避難準備情報、避難勧告、避難指示というように段階的に危険度が高まっています、今のところどんなときに、どんな状況になったときに、どんな方法で出すのかということは検討されているのでしょうか。

総務課長 私どもが非常配備についているときによく確認している内容がですね、5分間単位で雨量が、どこが今一番降っているとか、そういうのがわかる情報があるんですね、前回のときの台風のとくにずっとそれを見てました。そうすると今の時間で5分前ですね、どこが一番雨が降っているかというのは、よくわかります。そういう雲の流れとかいうこともあるわけですけど、大きな台風ですと、当然ながら気象台のほうから適宜情報が入ってきますので、それらを参考にするわけですけど、最終的にはですね、名古屋の気象台から町長の電話に直接ホットラインが入ってきます。その段階は本当に危険な状態に陥っているという段階で入っていきますので、場合によっては時が遅いということが言われるかもわからないですけど、最終的な本当に判断する場面は当然出てきます。それより前は雨量の状況、町内において随時把握しながら、この間の台風でも、先ほど全協のときに町長が申されたように、豊邦では1時間48ミリという時間帯がありましたので、そういう状況をしっかりと把握して、町長が判断するべきだと思っています。

2 金田 町長ほんとに大変で、この指示を出す、出さないとか、ほんとに悩まれるということを経験に想像つきませんが、みんなの命がかかっているの、どうぞよろしくお願いします。

この件については私はソフト事業、町で至急行える大事なことは、住民の1人1人に自分の身を守るという意識が高まるソフト事業が一番重要と思っています。今、一生懸命調べたり答えたりしてくださったのは、どうしても行政サイドの視点でこういうふうにやりますというのが多くなるんですが、住民みずからが、自

分が主役っていうか自分がやるんだっていう意識の持てるような方法をできるだけ講じていただくようお願いすること、それが1点です。

もう一つハードの部分があります。警戒区域の指定とか特別警戒区域の指定は県の仕事ではありますが、自分とこの町のことを早くきちんとしていただく、それからそういう指定がないと、なかなか擁壁の工事というような土砂災害の防止工事も進まないと思います。今、清水で1箇所やってるだけだと思いますので設楽町内では。そういうことが進むようにするためにもハード事業については県などへ頻繁にお願いをして進めていただくようにってことを2点要望いたします。

それでは、防災について町長なにか補足することがありましたらお願いしたいのですが、いいですか。

町長 いろいろ細かい点に御配慮いただき、また御心配をしていただき、そして御指導いただきありがとうございます。今言われたようなことをですね、我々行政執行者としてはですね、大きな責任も持ちながら、やはり最終的には住民それぞれの方々が先ほどから申し上げてるように、危機感ですとか自分のおかれておる状況、また現状だとかそういったものを把握していただく中で、それぞれ自分の命を自分で守るといふ、そうした意識を高めていただくように、行政側としても皆さんに促し、またそうした認識度を高めていってもらうことが必要かなというふうに思っております。さらに、有事が決してあってはいけませんけれども、そうした有事が起こりうる状況になった場合には、町として最善の努力を果たし、そして皆さんの安全を確保していけるように努めていきたいというふうに思っております。

2 金田 ありがとうございます。一つ一つ着実に進んでいくように期待しております。よろしく願いいたします。

では、最後の質問ですが、町長さんがフリートークで行おうとしていただいたり、それからの射た意見だった、現実的課題を皆さんよく捉えているということと同時に、自分とは別の視点の意見もあって、自分の考えを広めるために役立つというような御発言がありましたので、懇談会の意味はあったと思いますが、参加者数が少なかったこと、それから参加層については特に若者、女性の出席が少なかったように思いますが、若者とか女性について、別に懇談する機会を設けるかどうかお聞きをします。

町長 今後、そういった視点にも焦点を当ててですね、そうした機会を講じていけるよう、また検討してまいりたいと思っております。

2 金田 検討していただくのは今年度中ですか、来年度になりますか。

町長 時期を見計らってやっていこうと思っております。

2 金田 行政マンらしいお答えありがとうございます。本当にみんなの意見を吸い上げようということを住民の皆さん、つまり住民のみんなが町長さんに対する信頼を深めるためにも、必ず早い時期にやっていただきたいと思います。

当日の会場レイアウトが劇場型でしたというか講義型でした。時間配分等でも、

時間がなくなっちゃってしゃべれなんだよという意見もありましたので、そういったことの反省にたったことも担当者の方々に検討していただきたいと要望します。

最後に質問します。これから 12 月くらいに予算の編成が行われてくるわけですが、予算は町で行う事業の設計図です。予算公開時期を早めて、町民が閲覧したりして、議員が町民の意見を反映したうえで予算審議をできるようにしていただきたいとずっと思っていますが、そのような方向でのお考えはどうでしょうか。

財政課長 今のところ、そういう計画はしておりません。

2 金田 住民として情報公開請求をしてきましたが、公開は議会議決後としているというずっとお返事でしたので、今年もそうなんだなと思っていますが、実は決まってからでは住民参加はできません。もう決まっちゃったのでこうしますと言われてからいくら言っても、なかなかこういう事業が必要だということを訴えることができにくいと思いますので、町長がともに町づくりをしていこうという基本理念がおありでしたら、ぜひこうゆう、現代的な情報公開の方向に進んで行かれるよう、少しずつでも情報公開の時期を早めていただきますようお願いいたします。町長いかがですか。

町長 予算を積み上げていく、その総括は議会がやはり住民の代表として、それぞれ住民の皆さん方の意向もくみ上げながら、議会の場でやはり提言され、提案され、そうした中で議論をして予算を積み上げていくもんだと思っています。我々 1 人 1 人の住民の意見を聞き、それを全部予算の中へ反映していくということはなかなか不可能だと。ですから総括的に、そのために議会があると思っています。そのための議員さんであってほしいし、そういうものをきちっと取りまとめたうえで、議員活動として予算認定にも臨んでいただきたいと思っています。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、13 時まで休憩といたします。

休憩 午後 0 時 02 分

再開 午後 1 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1 番金田敏行君の質問を許します。

1 金田 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 2 点ほど質問させていただきます。また、先ほどの同僚の金田文子議員の質問と重複する点が多々あろうかとは思いますが、御理解のほどよろしく願いいたします。

まず、設楽町災害時の避難マニュアルについて質問します。平成 26 年、沖縄からの梅雨入りから始まり、今日まで、日本全国北は北海道から九州沖縄まで異常気象のために各地で記録的豪雨により大きな災害が発生し、多くの方々の尊い命が犠牲になりましたことは大変悲しくこの場をお借りし、御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にはお見舞いを申し上げます。さて、本年の 7

月 30 日から日本各地で降り続く大雨を「平成 26 年 8 月豪雨」と気象庁が去る 8 月 23 日に命名しましたことは御承知のことと思いますが、この中に広島市の大災害が含まれていないのはどう理解すればよいのでしょうか。毎年のように起こる集中豪雨による土砂災害は、人の力だけでは到底防げるものではないことは再確認いたしましたことと、特に今回の広島市における大災害は、尊い人命や家屋、財産等に多大な被害を与えたことは、明日は我が身、明日は我が町と深く考えさせられることになりました。対策、防衛より早期の避難の時代になってしまったのかなと感ずるのは私だけではないと思います。そのような中で、災害時に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時期が問題になり、多種のマスコミ関係にも数多く取りざたされましたことは御承知のことと思います。避難準備情報から避難勧告、そして避難指示までの発令は市町村長の発令であり、その時間や状況、タイミングをいつ、どのように判断するかは大変難しく困難なことだと思いますが、町民の安全安心のために決断しなければなりませんし、またいつ来てもおかしくないのが昨今の気象状況ではないでしょうか。横山町長の政策でもあります、「明るく希望の持てるまちづくり」、「住みやすく元気のあるまちづくり」、「安心安全なまちづくり」のためにも備えあれば憂いなしと言われますが、設楽町の災害時の避難計画、避難マニュアルはどのようになっているのか再度お聞きいたします。設楽町では災害時の避難準備情報や避難勧告、避難指示の発令方法・発令時期等の発令計画といいますか発令マニュアルはどのようになっているのか再度お聞きいたします。先ほど、27 年度に作成すると言われましたが、災害防災マップ、ハザードマップといいます。は毎年のように配付されていますが、先ほど言われたとおり、マップが非常に大きく広範囲なために、詳細な部分がさっぱりわからず、町民各位には他人ごとのようになっているのが現状であります。詳細に各地区に割り振ったマップを作り、配付するのがよいと思われませんが、その詳細を再度お聞きいたします。テレビや新聞等で報道されている災害時の避難準備情報や避難勧告、そして避難指示の言葉の意味がわからない高齢者が大変多くおります。お役所言葉ではなく町民にもわかるように、特に高齢者にもわかるような情報言葉を使うかマップ等に言葉の説明をしてほしいと思いますがその考えをお聞きいたします。

次に、2 点目です。町営住宅の入居状況について質問いたします。設楽町には、各地域に町営住宅が整備され、多くの町民が利用しているところであります。平成 26 年度当初の住宅入居率は 80%を切っているのが現状です。そのような入居状況の中でも、県営杉平向住宅は入居率 100%を維持しております。なぜ、この住宅は入居率がよいのでしょうか、ただ新しいだけではないと思います。それはほかの住宅と比べて一戸建てであり、部屋数や駐車場、そして家庭菜園等の設備、そして良好な日照率等々の条件が住民に認められていると思います。逆に折地団地はいかがでしょうか、杉平向住宅が完成後に入居率が低下し、空室率がアップしていると聞きます。築後年数がふえているのに家賃が高いまま維持されている、

この辺が住民には受け入れていただけないのが顕著に現れていると思います。昨年再選された横山町長の政策でもありますが、「若者の定住対策・子育て支援の充実」をさらに充実にするためにも、住民が希望している住宅家賃の問題について質問いたします。低所得者や若者や高齢者には、入居家賃への補助金制度、支援金を出して入居率のアップを図る考えはないでしょうか。入居率がアップされれば、その分の家賃収入が増収されますから、支出する金額が少なくなると思いますが、そのお考えをお聞きいたします。現在建設中の杉平向住宅が完成すれば、ほかの住宅の入居率が低下しないか心配ですが、その点もお聞きします。隣村の豊根村では、同一住宅に永年居住し定住された方には、その住宅を買い取る制度を開始しておりまして、マスコミにも大きく取り上げられましたことは、皆様御承知のことと思います。設楽町でも同様にこの制度を活用する考えはないかお聞きいたしまして、私の質問とさせていただきます。

総務課長 金田議員の1問目、総務課からお答えさせていただきます。なお、先ほどの金田文子議員と同一なような部分がありますので、答弁のほうも重なると思いますが、その点について御了解をお願いいたします。

1点目の避難勧告・避難指示の発令方法及び時期について説明いたします。先ほどの金田議員の質問でお答えしましたように、現在、県内を5キロメッシュで区切った地域において、土の中の雨量ですね、土壌雨量指数が雨量判定図における一定の基準線を超えた場合、災害が起こる可能性があり危険な状態として、愛知県と名古屋地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表しています。最近6年間の発表された状況について説明しますと、県内36自治体、21件でありまして、最も多いのが新城市の7回、続いて岡崎市の6回が多く、設楽町は4回であります。それでは、そのおのこの情報伝達内容及び方法について説明しますと、土砂災害警戒情報が発表された場合、町内全域の降雨状況を把握し、危険な状況と判断した場合、避難準備情報をまず最初に流し、町民に対して注意喚起及び準備を促しつつ警戒に努め、その後、気象台による雨量予測によって、順次、避難勧告、避難指示を発令するという流れになります。この避難勧告、避難指示につきましては、迅速で的確な気象情報の収集に努めながら、河川管理者や地方気象台の関係機関のアドバイスをいただきながら、町長が判断するものであります。とりわけ災害の危険性が高まった場合では、名古屋地方気象台から町長へホットラインで直接情報の提供も行われ、また、国土交通省やダム工事事務所等についてもそのように連携をとっていますが、そういうホットラインがなされた場合には、町長が避難勧告・避難指示を判断する最大の基準と考えています。しかしながら、避難勧告等の判断のタイミングと災害発生は、気象台の、今回の広島市でもありましたように気象台が予測した雨量、雨雲の位置が実際には結果が異なりまして、特定の位置に留まったということで、予測と離れたものとなっていますので、夜間に急激な雨で避難できないような状況の中、避難勧告や避難指示を発令することは、先ほども申しましたように、どの災害においてもい

ろいろな見方がありまして、賛否両論あります。極めて発令を出すタイミングの困難さを感じることを思います。基本的にはとにかく住民が避難できるよう、空振りを恐れず、早めの的確な判断が最も求められることだと思っています。また、今回の広島市のように真夜中の場合、避難勧告等が発令されても実際のところ、避難所に避難することは困難なことでありますから、テレビ等の報道では自宅の2階や山側でなく表側に移動することも避難指示・勧告を受けた際の住民が身を守るという行動で避難に当たるといっても言われていますので、肝心なのは、おのおのが命を守る行動をすることが最も重要なことだと思っています。そうならないように、早めの判断が求められているものと認識しています。また、避難準備情報の発表、避難勧告及び避難指示を行います伝達方法としては、個別に電話することをはじめ、防災行政無線やエリアメール等を用いて、危険な状態に陥る可能性が大きいことを認識してもらうため、避難を必要とする状況、理由、避難の対象地域、避難方法等々、その他必要事項等を具体的でわかりやすく、町民の方に対し速やかに伝達しなければならないと思います。

2点目の災害マップの配布及び3点目の情報言葉の説明につきましては、関連して検討していますので、一括でお答えさせていただきます。まず災害マップにつきましては、先ほどの御質問でお答えしましたように、現在、避難所の見直しを行っていますので、それらの状況を踏まえ、愛知県の震度予測を踏まえながら、地区ごと入る程度の縮尺、現行のガイドブックは、1万5000分の1であります。したがって、小さな家の位置とか、そういう点がわかりづらい点多々ありますので、その縮尺をできる限り広く大きく見えるように変更して、自分の家が危険な位置にあることを明確に認識できるよう、防災に関する心構えとか、備える方法とか、そういった住民にわかりやすいような情報を含めまして、ガイドブックを来年度、作成していきたいと考えています。また、避難準備情報、避難勧告、避難指示等は、言われるとおりに確かに専門用語で難しい言葉でありますので、発令の際、町民の皆さんが速やかに意味を理解され、危険を回避する行動がとれるよう、今後作成する防災ガイドブックに丁寧にわかりやすく記載したいと考えています。しかし、災害は、いつ、どこで、どのように発生するかわかりませんので、ガイドブックの作成を待つのでなく、できる限り早く情報言葉の意味がわかるような資料と申しますか、御案内を全戸に配布したいと考えています。

生活課長 2点目の町営住宅の入居状況についてということで、生活課のほうからお答えしたいと思います。最初の第1点目、低所得者の若者や高齢者には入居家賃への補助金、援助金を出して入居率のアップ、90%以上を図る考えはないか、入居者が増加すればその分の家賃が入りますから援助金にかけた金額は少なくなると思われるが、その考えを聞きます。ということに対しましてお答えさせていただきます。最初に、設楽町営住宅の現状を知っていただきたいということで、説明をさせていただきます。設楽町におきましては、今までに住民のニーズに対応しまして、さまざまな住宅を提供しております。大きく分けると3つに分類が

されますけれども、まず、普通町営住宅、これは公営住宅といわれるものでございます。これにつきましては、住宅に困窮する低所得者を対象に低廉な家賃で供給する賃貸住宅、国の補助により建設され、公営住宅法に基づいた条例とか規則により管理運営される住宅でございます。具体的に申しますと、西貝津住宅、大西住宅、シウキ住宅、アラコ住宅、杉平南住宅、団園畑住宅、中林住宅、合わせまして65戸でございます。次に特別町営住宅、これは、普通の町営住宅、先ほどの公営住宅と同様に住宅に困窮する低額所得者を対象とした賃貸住宅、また、町単独で建設又は買い上げや譲り受けをした住宅で、公営住宅法によらず町の条例、規則のみにより管理運営される住宅でございます。これに該当する住宅といたしましては、谷下団地、杉平向第二住宅、コーポ林住宅、団園畑住宅、平山住宅でございます。管理戸数は、36戸管理しております。それから3番目が特定公共賃貸住宅と申しまして、民間賃貸住宅市場が未成熟な地方部で、住宅を必要とする中堅所得者を対象とした住宅でございます。国の補助により建設されまして、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいた条例、規則により管理運営されているものでございます。対象となる住宅は折地団地、谷下第2団地住宅、新町住宅の26戸でございます。入居率のアップ、90%以上を図る考えはないかという御質問でございますけれども、毎年、年度当初、どうしても年度末から年度当初の3月から4月にかけては、転勤等による住宅の異動がたくさんございます。年度当初の入居率、先ほど80%を切るということで80.6%でございますけれども、これは政策空家というものを含んだ数字でありまして、政策空家というものを除きますと89%であります。政策空家というのは、何かと申しますと、今後、老朽化に伴いまして、解体等を計画しておりますシウキ住宅、また西貝津住宅等につきましては、現在、募集停止をしております。その住宅のことを指すわけでございます。8月26日現在ということで、町営住宅の入居状況のほうを調べております。現在、町営住宅は127戸を管理しております。先ほど申し上げました政策空家を、対象住宅36戸でございますけれども、これを除いた入居率につきましては、90.1%であります。現時点の入居率につきましては、90%、9割を超えているということでありますけれども、引き続き空家の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に低所得者の若者や高齢者に対する入居家賃の補助金、援助金ということについてお答えしたいと思います。先ほどの質問の要旨の中で、県営住宅の家賃の話がございました。県営住宅や建設年度が近い大西住宅につきましても公営住宅法で建てられた公営住宅でありまして、家賃設定につきましては、公営住宅法の基準を適用しております。したがって、家賃面では同じ法律を適用しており、建設年度の近い大西住宅と比較してもほとんど変わりはありません。ただし、県営住宅については敷地等に若干の余裕があったということで菜園等完備しているものでございますけれども、通常、町の場合、借地が多かったりとか、敷地面積が少ないということで菜園等の整備はしておりません。次に折地団地について

説明します。折地団地につきましては、平成8年度に建築された特定公共賃貸住宅でございます。8月26日現在、10戸中8戸が入居しております。2戸が空室となっております。この団地につきましては、住宅を必要とする中堅所得者を対象とした住宅として整備されたものでございます。普通住宅におきましては、原則所得月額が15万8000円という基準がございますけれども、それ以上の世帯については入居のほうができません。しかし、15万8000円以上25万9000円以下の世帯の方の入居が、折地団地、特定公共賃貸住宅においては入居が可能となっております。この住宅につきましては、国からの補助金を活用して建てられております。家賃設定も特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律を適用しております。入居者に対する補助金制度はありませんが、入居当初の世帯の総収入により家賃を減額する制度はあります。家賃の額を変更する場合は、設楽町特定公共賃貸住宅条例第11条に明記がされておりますけれども、家賃の額の改正の要件としましては、物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。特定公共賃貸住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。当該特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。したがって、国から補助金、交付金を活用して建設した住宅に対して入居家賃への補助金、援助金制度はできません。

それから、現在建設中の杉平向住宅が完成すれば、ほかの入居率が低下しないかということがございますけれども、現在、建設を進めております。杉平向住宅は今年度と来年度の2ヶ年計画で建設を進めております。平成28年度から入居者の募集ができるよう準備を進めております。杉平向住宅18戸建設するわけがございますけれども、これについては、西貝津住宅、シウキ住宅からの移転及び杉平南住宅の仮移転により、9割程度埋まる予定をしております。したがって、この杉平向住宅が建設されたことによる住宅への影響はあまりないと推測しております。

3番目ですけれど、隣の豊根村で行われている永年住宅利用者にその住宅を買い取ることができる制度を設楽町も考えていないか。ということがございますけれども、豊根村の施策については、ホームページ等で、それから担当者の聞き取り等で十分承知はしておりますが、設楽町といたしまして豊根村と同じ施策を導入いたしても地理的要件が違うことと同じ施策を実施していても二番煎じになってしまいます。設楽町独自の若者定住対策における思い切った住宅整備が必要と考えております。そこで、新城市、豊田市への通勤圏という最大の利点を生かしまして住宅整備が必要と考えております。利用できる町有地があれば田口地区のみならず、清崎、田峯、西納庫など町内のバランスをとりながら若者のニーズを取り入れたような住宅を建設し、低廉な家賃で賃貸できるものを計画していきたいと考えております。しかし、こうした町独自の施策につきましては、町で自由になるわけがございますけれども、やはり交付金に頼らず町費のみの財源を確保しなければいけないということで、きちんとした財政計画を立てて、今後、実施のほうを考えていきたいと考えております。

1 金田 最初の災害時の避難状況のほうから再度お聞きします。実はあるマスコミがアンケート調査しまして、あなたは災害時にどのようなときに避難をするか、または避難をしようと考えますかと聞いたアンケートがあったんですね。そのアンケートの答が、気象庁が発表する、あるいは発表した情報を聞いたときと答えた人が75%、各市町村長が発令する避難勧告を聞いたときと答えた人が60%あったんですね。この数字を聞いてもですね、避難勧告を聞いたらやっぱり避難したほうがいいのかなって考えている住民、市民の人が非常に大勢いたと。この数字を見て、まずどのようにお考えでしょうか。

総務課長 今、突然聞いたものであれですけど、やはりマスコミの情報というのに敏感だなど思いました。ただ、ケースバイケースでかなりいろいろなケースがあるものですから、一概には言えないんですけど、本当に危ない地域に住んでいる方は、避難準備情報なり避難勧告、避難勧告が出た段階では、僕は個人的には遅いと思います。沢沿いの家に位置しているような家については、いつ来るかわからないという心構えを持ってないと、やはり生活できないと思いますので、そういう方については予防的であっても自分の判断で事前に避難することも必要だと思います。その点で、実際にそのような形をとられている方も毎回ではないですけど、時々避難される方も実際にいますので、そのような自主避難をされた場合にはですね、地域の区長さん、自主防災会の会長さんを通して役場のほうにきちっとその情報が流れるような形をとっていきたいと思います。したがって、一概にはなかなか言えないものですけど、マスコミの情報、それから行政のほうの判断した、最終的な決断した情報はやはり重いものとしてありますので、そういうものを踏まえながら、各自自分でもやはり住民それぞれがそういった判断ができるようにしていきたいと思います。そのためにガイドブックにおいては、少し住民の目線に立った心構えとかそういう避難の方法についてのアドバイスのなものも掲載していきたいと考えています。

1 金田 先ほども申しましたが、急傾斜地や危険箇所を表示したハザードマップですかね、は、国交省、中部地整によりますとですね、土砂災害危険箇所は、全国で52万箇所もあるんだと、中部整備局管内では実は愛知県がトップなんですよ。一番多くて、1万7783箇所もあるんです。これは全国的にも8位だそうです。他府県と比べて愛知県は民家が山間部を抱える豊田市、新城市、岡崎市などが、がけ崩れの危険箇所に目立って家があると。この地区における新城設楽建設事務所管内では、約2600箇所の土砂災害危険箇所があって、この中から先ほどちょっと出ましたけども土砂災害特別警戒区域、俗に言うレッドゾーンていうんですけども、それと土砂災害警戒地域、イエローゾーンていうのがあるんですけども、これが新城管内では2600ある危険箇所のうちの28%、730箇所が指定されている。当設楽町におきましては、先ほど金田文子議員から出ましたけども444箇所のうち112箇所がこのゾーンに入っていると。このゾーンに指定されるとですね、実はその土地の地価がですね、誰でもそうでしょう、そんな危険な土地欲しかな

いということで、地価が低下しちゃう、下がってしまう。そういうことがあったり、そういう指定された地区で土地改良をやろうとすると、建設事務所のほうに許可を出さなきゃいけないとかいう複雑な書類がいるようになると、そういうことであまりメリットがなくてですね、皆さん避けてしまう。だから実際にはこの数字よりもっと多い数字がイエローゾーン、あるいはレッドゾーンに指定しなければならないのではないかとされておりまして。私はそういうこと聞きまして、そうですか、これは大変なことだと、地価が下がることも大変ですけども、それよりも何と云っても尊い人命を守るほうが僕は大変ではないかと思うんですけども、そのように聞いてきましたけども、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに愛知県と名古屋気象台が発令する土砂災害警戒情報で緊急情報メールですね、先ほど言われましたメールです、の配信を豊田、新城、設楽、東栄、豊根の5市町村では、もう試験的にやられている。やられていたんですね。今になって愛知県下いろんなところでもこれを大変有効であると、今年の台風による大雨に伴う発令時には配信された速報メールは、土砂災害危険情報を知った方が55%もいたといわれるんです。このメールで知ったという方が、これは大変有効性が示されたってことでありますが、先ほど広報で屋外子局で流すとか何とか言われましたけども、やはり本当に危険が迫ったときには、雷の音とか雨音でなかなか屋外子局の声が聞きにくいという話も聞いております。電話がいいんじゃないかというのもあるんですけど、停電と電話線の切断があった場合のことを考えたりすれば、なかなか伝達しにくいことが多々あるかとは思いますが。じゃあメールは大丈夫かと言われると、メールも通じる保障はありませんけども、このメールで55%の方が知ったということは私は大変にメリットが大きいものだったと思うんですけども、ここら辺は総務課長のほうはどのようにお考えでしょうか。

総務課長 今、金田議員が言われましたように、最初はですね、この危険な岡崎だとか豊田とか北設のほうで県内試行的に始めたんですけど、今、言われたようにこの間の新聞に出ていましたよね、全県でもっと広くそれがなされるという報道がありました。ケースによっては今言われたように防災行政無線が聞こえないとかいうこともありますので、あくまでもそれに頼ることなくですね、エリアメール等も両方を活用しながら、とにかく早くその情報を伝達するということは大事だと思います。先ほど言いましたけど、実際に今言った岡崎、豊田についてはデータも示すとおり新城が1番で、2番が岡崎で、その次に多いのが設楽町と豊田市です。したがって、そういう状況は実際に出ていますので、県のほうもそれをエリアとして活用していったんだけど、やはり今のような災害だともっと広くということでそのようになされていると思います。町においてはとにかく住民に早く知らせることが行政の責務でありますので、いろいろな情報手段を活用して対応してまいりたいと思っています。

1 金田 この問題につきまして最後に町長にお伺いしたいんですけども、先ほど総務課長はですね、これからは空振りをおそれず早期な判断をして防災に努めたいとい

うお話をいただきましたが、昨年でしたっけ台風 26 号で大島町には避難勧告を出さなかったが、出さなかった大島町に対してかなり厳しい批判が出た。一方で 2009 年の台風 9 号では勧告にしたがって避難中の住民が水害に遭われ巻き込まれてしまったという事例もあるんです。この発令というのは大変難しい問題だと思いますが、一応設楽町の住民の命を守るという立場から町長の判断は大変重く厳しいものだと思いますけども、町長の考えをお聞きしてこの問題は終わりたいと思います。町長のお考えをお願いいたします。

町長 避難勧告、避難指示、その判断というのは、今言われるように非常にタイミング、そうしたものが難しいというか、その状況を住民の側に立った心配ごと、また行政側に立ってそれをいち早く察知をして住民に伝えるというその判断の境というか、それをつけるときには非常にいろいろなものを背景として判断をしなきゃいかんと思っています。その背景の中には先ほどから出ております例えば大雨情報ですとか、そういう事前に察知ができるそんなような状況というものをリアルタイムでよく我々も把握をし、先々の危険性というものを判断しなきゃいかんというのをまず前提においてですね、なるべく空振ってもいいやっという気持ちは持ち合わせませんけれども、やはり避難をして、先々、避難をしたけど何もなくてよかったねという結論に収まるのは、先見的な目かなというそういう判断が必要かなと思っております。したがって、今後さらにですね、そういった状況等、場面に出くわしたときには、そうしたところへの意識を高めて、なるべく従来よりましてですね、早い段階でそうした指示をさせてもらう、そんな状況が従来よりもふえてくる、そういうふうには思っておりますし、また、そういう意識の高まりの中で判断をしていきたいというふうに思っております。

1 金田 大変難しい判断であって、空振りがいいとか悪いとか、それは仕方ないことだと僕は思います。手遅れになったという言葉だけは本当は聞きたくないものですから、大変難しい判断だと思いますが、そのマニュアルをできるだけ早くつくっていただきたいと思います。もう 1 点の質問ですけども、私この問題は最後の一番に言いたいのは一番最後だったんです。先ほど生活課長言われた豊根村でのやつは二番煎じだから設楽町としては、永年居住された定住された方にはその住宅を買い取る制度のことですね、二番煎じだから設楽町としては今はあんまり考えていないと、むしろこれからは若者のニーズの意見を取り入れた新しい住宅を考えていきたいということを生活課長答弁されました。今現在、この若者ニーズの意見を取り入れる計画をしていると言われてはいますが、どの程度進んでいるのかちょっと教えてください。

生活課長 まだ現段階の構想中ございまして、これから企画、それから副町長、それから私等を含めまして、素案をつくりあげて、またいろいろな課長会議、それから議会にも相談して進めていくということございまして、まだ具体的この場でこうだということはございせんけども、ただ豊根村との同じような施策というものを行っていくつもりはございせん。

1 金田 この問題も最後に町長にまたお伺いします。それで私の質問を終わりたいと思いますが、若者の定住対策、子育て支援の充実のためにもですね、町民に優しい住みやすい住宅づくりをしていただきたいと思います。補助金だけがそれだとは言いませんけども、一部の人からも住宅居住者の方からもですね、もしこれが豊根村みたいに我々に譲っていただければ助かるよなあという意見を私は数多く聞いております。この点、町長、最後の、今ここで決断をしてくれとは言いませんけども、そういう町長のお考えを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

町長 若者定住というか、やっぱりうちの町でも若い人たちが何かこう魅力を感じてここへ住めるなあ、また住んでいけることが可能だなあというような夢のある施策、それは講じていく必要があるというふうに思っております。その方法を具体的にですね、例えば隣の村さんでやっておるような30年経ったら無償で土地も家屋もお渡ししますよというそういう施策もあるでしょうけれども、私はやはり現実的な話になったときに設楽町で住み続けていけるような、住みやすいような環境を選べる住まい、そういったものを公営で建設をして、先ほど申し上げたような公営住宅は、公営住宅法に基づいた家賃設定等があります。したがって、そのニーズ全てに応えられるそういう部分の住宅ではないかと、しかし困窮しておる、今まで過去にもそうなんです、住むところがない、また低額な所得者であっても、ある一定の所得があれば住み続けることができる住まいづくりということで、公営住宅を推進してきておるわけで、ところがこれからのニーズに応えようとするんですね、やはり個人の所有物として扱っていきやすい住宅、例えば町営であって戸建てであって、しかもその使用权を得られるというか低額な料金でもってそこで生活を住み続けることができるという町独自のそういった住宅を造り上げていく、そういうところへの視点を考えなきゃいかんなことは思っておりますので、今後、今、課長が申し上げたように皆さんと相談をしながら、場所も決めながら、そういう方向を検討してまいりたいと、こう思っております。

1 金田 そのようによろしく願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

議長 次に、5番 渡邊勲君の質問を許します。

5 渡邊 通告に基づきまして設楽町行政のPDCAサイクルについてお伺いします。同僚議員よりPDCAサイクルについての質問がありましたので、重複する部分があるかと思えます。重複した部分は質問もしないようにしたいと思いますし、御答弁も省略してください。町の決算は議会で審議され、税金が生きた使われ方をしているかどうかチェックもします。執行部でも来年度もその事業を続けるべきか予算金額は適切か、さらにはその政策そのものが町民にとって必要なものか検討されます。結果を予算編成や政策判断の重要な材料として生かし、実行し

ていくことが次のステップとして大変重要な作業になります。この部分がきちっと行われているかどうか、財政状況が悪くなる当町にとって大切なことと理解します。欧米で使われている方法で物事を進める上で計画と実行、結果の収集と再検討を継続的に行って、その内容を改善しながら次のステージへと進めていくP D C Aサイクルと呼んでいる方法があります。内容については省略いたします。つまりこのシステムにより行政の無駄や効率化を図り、行政経営を行うとしていますが、当町ではこのようなサイクルが実行され行政経営に生かされているのかについてお伺いをします。今、先進的な全国の地方自治体においては、行政の無駄の排除や効率化を図るため、公開で住民も参加した事業仕分けが行われています。事業仕分けは2002年、構想日本という非営利独立の政策シンクタンクが始めたものです。国が行った事業仕分けは、世論調査などで国民の80%以上から支持を受けています。また、豊橋市では行財政改革プラン公開プレゼンテーションという方法でP D C Aを行っています。その中で傍聴人にも意見を述べる時間を設けています。それぞれの手法、成果については賛否もありますが、注視したい点は、いずれの方法も共通するものに、各事業を1、「そもそも論」、過去の経緯や制度に捉われることなく、その事業が住民にとって必要かどうか、ゼロペースから議論する。2、「外部の視点」、実際の事業内容や予算の使われ方など、自治体行政を熟知した外部の識者、経験者が仕分け人または評価者として参加することで、従来の行政内部での議論では出てこなかった論点がうまれる。3、「全面公開」、誰もが事業仕分けを傍聴できるようにする。その結果、議論の緊張感、結論への責任感が生まれる。住民も事業内容や予算の使われ方を知ることによって行政への的を射た批判や信頼感に繋がり、行政への主体的参画のきっかけになる、などの効果が期待できます。ある新聞の住民の声の欄に、議会にも事業仕分けをとという文が掲載されていました。「従来の事務方が作った予算を形式的、前年実績だけで審議するのではなく、議員みずからが主導権を持ち、効果の少ない事業を公開の場で削る、このような手法こそ予算の無駄を洗い出す方法としては最適である。住民の要求は年々歳々必ず変化が見られる。その変化を予算に反映しなくてはならない。前年踏襲、形式的議論では民意の反映はできない。そのために事業仕分けを取り入れてみてはどうか。」という意見でありました。私たち議員に対して、今までのやり方では議員の監視が十分に果たされていない、議員は何をしているのか、もっと厳しくチェックを行えという厳しい意見です。この記事は当町の記事ではないのですが、住民が議会に対して厳しい目で望んでいることが理解できます。議会は審議議決機関ですので、予算及び決算特別委員会の審議や、議会を通じて事業を公正な目で厳しく評価、チェックをして住民の負託に応える義務があります。一方、予算編成等は執行部で行われます、住民が望む事業仕分け作業、すなわち行政のP D C Aサイクルを確認しながら行政経営を行っていくことを町民は望んでいます。大切なのは、行政の効率化や無駄の排除に努め、町民の負託に応えた行政経営を行うことであると認識します。今述べたP D C Aサイクル、事業

仕分け、行財政改革プラン公開プレゼンテーションなど町民に対して開かれた透明性ある町政をするために当町が行なっている手法、または今後行おうとしている方法、お考えをお伺いします。

定例会の一般質問には、提案型の質問が多くあります。私が行ったもので平成23年9月議会において、高齢者の見守りの仕組みづくりの必要性についての質問に対して、町長より「郵便局、新聞配達と協定を結び、安心のためのシステムを検討する。」と答弁されています。同年12月議会にて、地域づくり支援事業の推進方法についての質問に対して、企画課長より、「地域づくりの専門家の講習会を開催します。そして地域の問題点を洗い出し解決方法を学びます。」と答弁されています。平成24年3月議会に「子供たち、女性の意見の酌み取りはできているか。」という質問に対して、町長は、「積極的に取り入れるべきと考える。」と答弁されています。平成25年3月議会にて、行政と住民の協働、取り組みの姿勢についての質問に対して、町長は、「行政と住民の協働は基本であり当然のこと。」と答弁されています。同じく、心配事相談は待つ相談ではなく出向いて積極的に相談する必要があるのでは、と伺ったところ、町民課長より「同感である、前向きに努力する。」と返答されました。同年12月議会にて、中学生議会開催、若者による地域づくりのワークショップの開催提案に対して、町長は、提案事項を「積極的に取り組む、対話の場をつくるよう努力する。」と答弁されています。この「検討します」、「開催します」、「積極的に取り入れるべきと考えます」、「当然のこと」、「同感である、前向きに努力する」、「積極的に取り組む、対話の場をつくるよう努力する」、このように、いずれも前向きな答弁が返ってきました。私はその言葉の実現を期待して待っていますが、残念ですがあまり変化が見られていません。全体的に見て議会での答弁を何とかクリアすれば後のことはよし、と執行部はお考えではないかと思ってしまうことがあります。そしてやはりPDCAシステム、事業仕分けでもって外部の視点、全面公開で行政を進めることの必要性を感じます。この点についてのお考えを伺います。

今回、町長と町民の懇談会が初めて開かれました。このことは評価します。執行部、議会も含めて住民の負託に応える努力不足を感じています。町政に対する意見、提案などを体系的な方法で聞くことなど、民意の把握を図るため、設楽町町政モニターを設置することを提案したいのですが、いかがお考えかお伺いいたします。

次の点についてお伺いします。1、予算組み立ての際にPDCAシステム、またはそれに準じる方法は取っていますか。取っていれば、そのサイクルを回す過程での透明性の確保についてお伺いします。2、町民に対して予算編成状況や財政状況の説明をするための工夫をどのようにしていますか。3、一般質問の中で、提案する形でお伺いすることが多くありますが、そのことに対して、その後、執行部で検討されていますか。4、執行部の活動の成果は、どのように評価されていますか。評価に用いる資料、評価の時期等をお伺いします。5、町政モニター

の設置の提案をしたいと思いますが、いかがお考えかお伺いします。以上。

財政課長 それでは1点目と2点目につきまして、財政課から設楽町行政のPDCAサイクルについてお答えをいたします。まず1点目につきまして、予算組立の際にPDCAシステムまたはそれに準じる方法はとっているのか、とっていれば、そのサイクルを回す過程での透明性の確保についてどうかということですが、毎年、予算編成時に庁舎内において9月上旬に、次年度の予算編成スケジュールを示し、町民の要望や各課の施策の実施を含め、10月末までに予算入力作業を行っています。その後、担当課長、副町長、町長の査定を経過し、予算編成作業を行っており、非常にタイトなスケジュールとなっております。よって、町民の方には、各担当課からスケジュールを説明していただき、その都度、間に合うように町民の意見を反映させていただいております。また、毎年度、庁舎内で事務事業の評価を行っています。評価の方法ですが、各課で重点事業を設定しまして、事業に要するコスト、事業の実施量と事業効果に係るそれぞれの目標値と実績値、それらの評価、さらに今後の事業の実施改善の考え方の項目につきまして、各課が作成した評価をもとに上層部で評価をしております。事務事業の評価におきましては、客観的な評価ができるように可能な限り目標値の定量化を図っているところですが、より適正な評価とするため、引き続き指標や目標値の検討が必要であると考えております。今後も効率的、かつ効果的な行財政運営を図るため、評価結果を翌年度以降の事業に反映できるよう、評価の時期や評価に基づく事業の見直しのルールなど改善が必要と考えております。

2点目の町民に対して予算編成状況や財政状況の説明をするための工夫ということなのですが、予算編成状況は、毎年、町区長会において担当課長より予算及び事業概要を簡潔に説明しております。その資料を各世帯に回覧していただいております。また、町広報誌、議会だよりにも予算、決算状況を掲載していただいております。以上です。

総務課長 3問目の質問について、お答えします。議員の皆さんから一般質問において、多くの提案をいただいておりますが、早期に効果が得られるもの、または緊急を要する課題等は、速やかに取り組むことが重要であるものと認識しております。また、すぐ取り組めるもの、事務改善で解決できるもの、予算を有効活用し早期に着手できるもの、新たに制度を設計して予算及び人材を確保し、条例等を制定のうえ次年度に実施できるもの、全体計画を策定し実施計画に基づき数年先にしか実施できないものなど、さまざまありますが、担当課職員は、いずれも貴重な意見としてそれぞれ真摯に受け止め、課題を整理し、経費を積算して効果的な施策となるよう細部にわたって十分な検討のうえ実践に努めています。そして、これらの提案につきましては、当然のことながら、予算への計上や事業の実施前に施策内容、予算等について執行部と十分協議し、的確に予算に反映していくとともに、実施途中においても施策内容を点検し、執行部に対して経過や問題点、今後の展開について説明、協議しながら、情報を共有することが重要であると考

えています。

4点目の活動の成果の評価につきましては、事業評価に値するものと考えていますが、現在、本町では体系的な事業評価は実施していません。事業を新たに始める場合はもちろんのこと、事業実施から一定の期間を経過し継続する事業など、それぞれ全体計画、事業内容、予算額、得られる効果、課題等を整理して評価するとともに、さらに町政運営上で真に求められる事業として効果的、効率的に実施できるよう改善を加えることが重要であります。具体的な例として、住宅リフォーム補助事業は、当初2年の計画が住民ニーズの増大や補助効果、経済的効果等、適切な評価に基づき1年延長した制度として、実際にあります。なお、評価の時期につきましては、主には予算査定時や事業計画時のヒアリングが該当しますが、担当課としては、事業を計画し予算要求書に計上するときや事業を終えた時が、組織として評価する時期であります。また、事業評価に代わるものとしては、課の組織目標管理制度がありまして、先ほど財政課長が説明しましたように、年度当初に課の重要課題や事業をまとめ、当該年の目標及び前年目標の実施内容について、執行部のヒアリング、評価を受けています。

5点目の町政モニターの設置についてであります。愛知県では平成23年度まで県政モニターを委嘱して、県民の関心・意向等を正しく把握し、県政の合理的運営を図るため、県民の声を聴いてまいりましたが、現在は形を変えて、県政世論調査が実施されています。内容は、20歳以上の男女3000人の無作為抽出で行われています。議員御質問の町政モニターの想定する実施内容はわかりませんが、県のように特定の町民をモニターとして委嘱し、定期的に考えや意見をお聞きすることは、さもすれば町民の総意でなく、特定の人々の偏った意見の集約につながるものが危惧されるとともに、本町のように小さな町では、個人はもちろんのこと、区長さんが町民の意見や要望を行政に直接伝えることができますことから、町政モニターはなじまない制度であると思いますので、導入する考えはございません。しかしながら、町民の生の意見を聴くことは重要なことでありまして、以前の合併に関する懇談会や設楽ダム合意に関する懇談会など、特定のテーマで地域住民の考えを伺う機会を開催したり、昨年の町長と区長との懇談会や今回の町民との懇談会など、フリートークで直接多くの町民の意見を聴き、町政運営に反映していくことは、必然性のあることと考えています。また、町の将来ビジョンであります総合計画を策定するときなどでは、町民参加の審議会をはじめ今後の町政に関するアンケート調査を実施し、その結果を集約・分析して計画づくりに生かしていくなど、アンケート調査を効果的な方法として活用していきたいと考えています。以上です。

5 渡邊 説明いただきましたように9月、10月は新規事業の見直しの検討を各部署でされる時期とお聞きしました。そして首長トップの政策会議、予算編成会議、方針等、一番忙しい時期というふうにお伺いしましたけれども、この中で事業評価シートというものが当町では採用されていない。事業評価シートというものは御

存知ですか。

財政課長 そのシートという理解ですが、評価する項目がうたわれているという理解はしております。以上です。

5 渡邊 今、言われようにPDCA、ネットに出せばすぐに誰でも見れる。非常に簡単なものですが、町村事業というのは多いところでは400だとか500だとかいうことがあるみたいですが、主だったものをこういうものでチェックして一番よく知っているのは先ほど町長さんが質問は皆さん議員さんが住民を代表してきているんだからその辺が大事ですよということを町長言われたんですけども、我々ももちろん住民の代表として一生懸命勉強してこうやって一般質問させていただくわけですが、何よりもやっぱり当事者ですよ。ずっと長年経験されて部署を替わると、ほかの部署のことなんかもやっぱりわかると。ですからとりあえず大事なのは行政の方たちがまず内部でこの事業評価というものをきっちりさせていただくことが私は大切というふうに思っております。もしそういうものを、私がたまたまネットで取り出して、よその、これどこかわからんですけど、普通、ここも何々市だけ3百いくつという事業がありまして、それ見ると大変だもんだから、ここにあるのは共同推進事業というのがPDCAに基づいて、各課で自分たちで書いてるということなんですが、そういうものを少し参考にして御検討いただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

財政課長 またそのインターネットなんかからの資料をもとにして、また内部で検討させていただきます。

5 渡邊 はい、ぜひよろしく願いいたします。平成23年12月定例会に私の質問で2年目になる地域づくり支援事業の成果についての質問に対し、地域を見直すきっかけづくりができたと思うと答弁がありました。そしてまたことし6月議会で同僚議員より地域づくり支援事業の質問に対し、事業内容を精査、検証し、早めに制度を構築したいと答弁がありました。具体的になどのような流れになりますか。担当責任者による反省会等は効果のある事業にするために必要と考えます。しかし、ほとんどの場合、担当責任者というのは各区長さんが多かったと思います。それで各区長というのは1年区長がほとんどですので、この反省というのかチェックですよ、来年度から行われるということ言われましたけども、どんな方法で、いわゆる大切な、私が今言っているPDCAのCのチェックの部分ですが、それをどんなふうに構想してみえるかお聞きします。

5 渡邊 通告にない部分が少しありますので、お答えいただかなくて結構です。検討してください。もう一つも同じようなことです。通告にありませんけれども、以前この議会で一般質問です、私が国道、道路の下、特に名倉田口間の数カ所でごみの非常に多いところがあるということを指摘しました。そのときに担当課長が対処予定はありませんと答弁されています。私、たしか議員なりたてのほやほやでここに立っているだけでも足ががたがた、口の中がからからだったので、そのことに対して次の質問をできずにいまして、その後もうこれで3年

半になりますけど、そのごみに対する対応は全くされていないです。というのはこういったところで一般質問するんですけど、何でもないことだけど非常に大切な部分をその後チェックをしていただきたいという意味なんですけど、例えばその箇所は車からポイ捨てするに非常にしやすい所なんです。ですからその場所というのはね、多分去年の暮れにも私、町民課長さんそこへ写真なんかをお持ちしてこういう現状ですよということをお知らせしたんですが、自然豊かな町をアピールする当町にとって担当課長のそのときの答弁、町の方針はいかがなものかと考えています。子供たちには決して見せられない場所だなあとと思いますし、お父さんやお母さんも子供に見えない所ならごみは捨ててもいいんだよという教育は恐らくしないと思います。設楽町の環境保全姿勢、子供教育の姿勢が疑われると思います。先ほども言いましたようにこのことについて御返答いただかなくても結構ですけども、こういうところの質問に対して、その後のいわゆるチェックということをしていないのではないかと、その辺についてお伺いいたします。

副町長 今、事業評価について役場のほうでチェックされていない、あるいは一般質問で言われたことに対してチェックがされていないというような御質問でございました。事業評価につきましていろんな予算を使ってですね、役場内部でいろんな事業を執行させていただいております。その評価につきましては議員の皆さん方が決算審査の折に評価をしていただくものと考えております。それからプランにつきましては、それぞれ議員の皆さん方が予算設定をしたときにですね、それはまずいじゃないかというような設定をしていただくのが皆さん方のチェック機能だと思います。それは今、渡邊さんが言われたチェックの中の話であると思います。一般質問の中でもなるべくですね、できうるものについては、やっていきます。ただ、ごみにつきましてはわからない部分ですごいたくさんあると思います。それがいいとは申しません。ただ本当に設楽町全体をですね、ごみ一つない地域にしたいという心構えはありますけども、どうしてもエリアの広いところ、あるいは国道、県道から捨てやすいところについてはそういうごみが溜まっているという現実があります。それに全て対処するというのはなかなか難しいことがございますので、職員についても職員会で国道沿いのごみ拾いをするとか、そういう職員、あるいは町民の皆さん方のごみを捨てないような意識の啓発みたいなことが一番大切ではないかと思っています。言われたように多くのごみがあるところにつきましては、なるべく処理をするような形をとっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

5 渡邊 きょうの質問はそのごみのことの質問ではありませんので、また御検討をいただきたいと思っております。私がそこで一般質問をしましたように議員も不十分なところはあります。もちろん。私は行政を預かる職員さんの方たちと議員が一緒になってこの町を引っ張っていくんだと、そういう意味での質問ということになります。住民の代表である議員の一般質問に対して執行部が真摯な気持ちでお受けいただいていると思っております。返答は形ばかりで実行または検討されているの

かというようなことも思いますけれども、まもなく来年度予算編成に入っていくわけであります。最後に町長に責任あるお考えというか、P D C Aサイクル、情報公開という視点から設楽町の行政経営というものに対して町長の責任あるお考えを改めて伺いたします。

町長 行政運営、特にこうした住民に直接関係のある自治体の運営というのにはやはり基本になるのは町民、住民の人たちの思い、またそうした人たちの生活に直接携わることをごした町の財源でもって運営をしていく、こうしたものが基本となっているわけです。その中で町民ニーズ、また御要望に応えられるように最大の効果を発揮して運営していくのが我々の責任であり、そうした方向へ向けて運営していくのは当然であると思っております。そうした中でこれを進めていく中でどのように住民の皆さん方のニーズに応えられて、そして効果が出せるような予算決定をしていくか、そうしたものも我々のもちろん業務として当然のように進めていくわけでありますけれども、こうして進めていく一方、執行部側の意見だとか考え、また情報収集、その収集に当たってあるときは、若い女性の方の話を聞いたかとか、老人の人たち、高齢者の人の意見を聞いたかとか、それからさらには青少年、また若い人たち、そういう人たちの意見をどう取り上げてやっとならんと、言って聞いてやるやるっていった理想像ばっか言っておって、実際は町の職員やっとならんじゃないか。こういうような雰囲気私、先ほど聞かせてもらっておりますけれども、そういう場面をつくって聞いたから、それで我々は吸収して理解をしておるんだとか、そういうふうには我々にとってはありません。やはり日常生活の中で町民の皆さん方のニーズというものをいろんな意味で吸収し、いろんなところでの意見等を反映させていこうというふうに基本的には考えて、予算編成も進めていくわけであります。そしてそういうことを裏付けにして議会へ上程をし、その上程された内容等については、議員の皆様方の御意見、またいろいろな御指導等をいただく中で予算編成に取り組んでいくわけであります。その過程の中に予算編成会議があったり、予算審議会があったり、そしてさらには先ほど言われておいた反省だとか、その実績をどう把握するんだとか、そうしたもののために決算委員会があったり、そうしたものを反映する中で毎年の予算編成に取り組んでいくということが基本になっているというふうに思っております。したがって我々、本当に町民の皆さん方が何を必要とするか、どういうことをごしたものを取り入れてほしいかとか、いうことをもっともっと幅を広げて情報を入れて、また多くの直接関係をするそれぞれの区長さん方、また住民の皆さん方の意見を広い意味で吸い上げながら予算編成をし、そしてそれを確実に執行ができ、また手戻り、また欠けた部分があるとするなら、翌年度へ反省材料としてそれを取り入れていく、そういう形で運営をしていくことが基本だというふうに思っておりますし、我々こうして行政を進めさせていただく中で多岐にわたる皆さん方の御要望ですとか、また議会の皆さん方が我々に対する思い入れ、そして御意見等を伺う中でこれを進めてまいりたいとこう思っておりますので、そうい

う考え方には基本として進めてまいりたいと思っております。

5 渡邊 私、基本的なものの考えとしまして、行政執行部の方を攻撃することを全てよしとしているものでは全くありません。一緒につくりあげていこう、ときには強い言葉も多々出ますけれども、基本的に一緒につくりあげていきたいというそういう強い思いでこういう立場に立たせていただいております。質問終わります。

議長 これで、渡邊勲君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。14時35分まで休憩といたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

〔代表監査委員入場〕

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、報告第7号「平成25年度設楽町一般会計継続費精算報告書について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第7号「平成25年度設楽町一般会計継続費精算報告書について」、新庁舎建設事業に係る平成25年度継続費精算報告書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施工令第146条第2項の規定により報告する。平成26年9月2日提出、設楽町長横山光明。平成24年、25年の2カ年にわたりまして、実施いたしました、新庁舎建設事業につきまして精算の結果を報告するものでございます。全体計画としまして、24年度は8億1073万5000円、25年度、2億8617万2000円、合わせまして10億9690万7000円を計画いたしまして、実績として24年度、8億1073万5000円、25年度、2億6469万1006円、合わせまして10億7542万6006円となったものであります。財源内訳については記載のとおりでございます。以上、説明を終わります。

議長 副町長より報告の説明がありました。質疑を行います。質疑はありますか。(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第7号は、終わりました。

議長 日程第7、報告第8号「平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第8号「平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会に報告するものでございます。1、健全化判断比率でございますけれども、いずれの比率も下段括弧に記載してある早期健全化基準を下回り、設楽町の財政が健全であることを示しております。実質赤字比率では、一般会計と町営バス、診療所、情報ネットワークの特別会計を合わせた4会計の赤字の程度を指標化しておりますけれども、いずれの

会計も実質収支に赤字はなく、実質赤字比率はありません。連結赤字比率は一般会計と財産区を除く特別会計が連結対象となりますが、連結実質収支に赤字がないため、連結実質赤字比率はありません。実質公債費比率は一部事務組合などの公債費負担まで含めた設楽町全体の公債費を標準財政規模で除して算出するものがございますけれども、数値が大きいほど公債費の返済危険度が増すこととなります。3カ年平均で表しますが、23年度から25年度までの平均値は10.9%となっております。前年度が11.5%ですので、改善をしております。将来負担比率は現在抱えている借入金等の大きさを標準財政規模で除したもので、14.3%です。昨年度が26.0%ですので、こちらも大きく改善をしております。

2の資金不足比率は公営企業の資金不足を料金収入規模と比較して指標化するものですが、設楽町で該当するものが簡易水道特別会計と農業集落排水特別会計になります。両会計とも資金収支が黒字であるため、資金不足比率はございません。以上、説明を終わります。

議長 次に、監査委員の御意見を、後藤代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 平成25年度の財政健全化審査及び平成25年度公営企業会計経営健全化審査について、意見書により説明します。具体的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率、さらに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果です。

初めに、財政健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に置いて、平成26年8月8日に実施しました。総体的な意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%ですが、平成25年度の実質赤字額はありません。次に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%であるところ、連結実質赤字額もありません。また、平成25年度の実質公債費比率は10.9%であり、早期健全化基準の25%を下回っています。続いて、将来負担比率は14.3%であり、早期健全化基準の350%を大幅に下回っています。よって、是正改善を要する事項として、指摘すべき事項はありません。

次に、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に置き、平成26年8月8日に実施しました。総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、簡易水道等特別会計資金不足比率の経営健全化基準は20%ですが、平成25年度の資金不足額はありません。次に、農業集落排水特別会計資金不足比率の経営健全化基準も20%ですが、資金不足額もありません。よって、是正改善

を要する事項として、指摘すべき事項はありません。健全化審査の結果は、以上です。

議長 ありがとうございます。以上、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 最初のほうの報告につきまして質問します。将来負担比率でありますけれども、前年度と比べまして相当な改善をされたということではありますが、確かに 26.0%が 14.3%になつとるわけですから、大変なもんだということではありますが、実はからくりがありやへんかなというふうに思いますが、将来負担額というのは減ってないと思うんですね。どういう点が変わって将来負担比率が下がったのかという点について説明してください。

副町長 平成 25 年度の決算の状況の一番裏にですね、将来負担比率の出し方が出ておまして、その中で特に大きく変動がございますのが、標準財政規模でございます。この数値が変わってる部分が大きなものと思いますが、今ちょっと数値を持っておりませんので、調べさせていただきます。

10 田中 それもあるかもしれませんけれども、要するに積立金がかなり増えたということですよ。積立金が増えると将来負担額からひかれるもんですから、そのことで分子がちっちゃくなるということではないんでしょうか、それ 1 点。もう 1 点ですね、将来負担比率の関連係数を見ますと、実は基金積立は類似町村と比べてそんなに変わらない、将来負担比率は類似町村と比べると平均になったにすぎないというふうに、いろんな資料を見ますとなってるようで、東栄町や豊根村の将来負担比率がわかりましたら教えていただきたい。

副町長 今言われたように基金の増加でございますけれども、基金の増加につきましては、ここに書かれてありますように起債のですね、返還のための基金が増えた場合にはそれは将来負担比率は減るという形でございます。ただ、たとえば財政調整基金がふえただけでは、将来負担比率は減ってこないということでございます。豊根と東栄のですね、将来負担比率、ちょっと数値を持ち合わせておりません。それについてはただいま、調べさせていただきます。

10 田中 それを後ほど教えていただくということをお願いしたいと思います。以上です。

議長 田中委員、決算委員会のとときでよろしいですか。ほかにありませんか。

2 金田 資金不足比率の表のところから、簡易水道も集落排水も一般会計から繰り入れているので、資金不足は生じないというふうに理解しています。これからもずっと一般会計から繰り入れていくしかないわけですがけれども、公営企業会計として会計全体からいってどのぐらいの率まで、一般会計からの繰り入れは大丈夫なのか、どのラインまでいったら受益者の負担というか利用料を値上げしなくちゃならないのかという見通しについてお聞かせください。

副町長 こういった地形の町でございますので、水道あるいは下水について維持管理費が使用料だけで賄えるという状況ではございません。ですので、その不足分に

ついて一般会計のほうから繰り出しをしているという形で、実質収支が黒字という形を今までとってきております。それがどれまで耐えられるかという話でございますけれども、うちの場合は特に普通交付税の額が大きく関わってくると思っております。どこまで耐えられるというのは、いろんな事業がふえてきてですね、その一般財源をくってきた場合に赤字に陥る可能性もなきにしもあらず、ということは想定されますけれども、そういうことのないように財政運営は毎年、毎年考えていきたいと。地方交付税につきましては、国のほうの政策的な部分、地方財政計画というのがあるんですけども、地方が疲弊しないように、普通ですと地方交付税につきましては所得税、酒税、法人税の一定割合を地方交付税のほうに振り向けておるわけですけども、それですと地財計画が立てませんので赤字補填をしているというような状況がございます。交付税につきましては、一般的な財政需要に対応するためのお金ということで国からくれるわけですけども、それについては言ってみると、うちのほうでいくらほしいというような要求もできません。一般的な算出によっていただくわけですけども、その額ってというのが、例えば政権が替わった場合とかですね、いろんな地方の振興策が必要だと判断された場合にはふえるという可能性があります。また、その政策が減ったときには地方交付税が減るということで地方交付税の額というのは非常に見通しづらい部分がございます。ですけども、それが一番頼りですのでその中でですね、先々のことを含めながら地方交付税の額には細心の注意を払っております。それに基づいてですね、心配されるように町全体が赤字とならないような財政運営を考えていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。報告第8号は、終わりました。

議長 日程第8、同意第1号「設楽町固定資産評価委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第1号「設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成26年9月2日提出、設楽町長横山光明。氏名、今泉延晃、松井清貢、河合秀久。説明としまして現委員の任期が平成26年11月8日に満了することに伴い、新たに任命するということとさせていただきます。

3名とも再任という形をお願いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第1号は、同意されました。

議長 日程第9、議案第59号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第59号「工事請負契約の締結について」、次のとおり工事請負契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、名倉・津具簡易水道配水管更新工事（南その2）、契約の方法は一般競争入札、事後審査型でございます。契約金額は5400万円、契約の相手方は設楽町東納庫字下林4番地5、吉川建設株式会社設楽営業所、営業所長井上幸彦。平成26年9月2日提出、設楽町長横山光明。入札によりまして、本工事の落札者が決定され、仮契約を締結しておりますので議会の議決を求めるものでございます。1枚はねていただきますと、参考資料が添付させていただいております。この工事につきましては予定価格が5690万5200円でございます。落札価格が先ほど申し上げましたけども、5400万円でございます。落札率につきましては、94.89%でございます。入札の執行状況につきましては、裏に添付してございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第59号の質疑を行います。質疑はありますか。

11 土屋 津具・名倉簡易水道ということでお聞きします。前年度までに配管を替えないと何か剥離するという問題があっという折にお聞きをして、前年度で解決がつくというふうに認識をしとったわけですが、ほかのところでも出てしまうというようなお話がこの間、懇談会の折にあったわけですが、今後どのように対応していくのかスケジュールをお聞かせ願いたい。

津具総合支所長 この前の懇談会のときに地区の住民の方が、ちょっと白いものがあるというようなことでありましたけど、調査しておりましてですね実は、今後適正な対応をしてまいりたいと思っております。方法といたしましては、蛇口のところへですね、メーター器の箇所へ1つストレーナーという網をつけましてですね、対応させていただいたということと、それからもう1つは将来的に向かっただけですね、配水管を更新するというようなことも視野に入れて検討してまいりたいと思っております。よろしく願います。

11 土屋 今回のことはあまり私どもも耳に入らなかったわけですが、以前のときにはですね、水をたくさん持ってきていただいたりですね、剥離した水、私何本も持っています、そのようにこんな水を飲んだぞとお聞きをしたわけですね。順

番ですんでね、出たことがいけないというわけではありませんが、それを飲まれとるといふことですので、前もそう言うようお願いをして、私は平成 25 年度で直ってしまうと聞いていたので、懇談会で聞いたときはえーと思ったんですが、順番になってしまうといふことですので、なるべく早い対応をぜひしてあげていただきたいと思ひます。

津具総合支所長 その地区の方々には大変失礼をいたしましたけど、今後計画を立てまして、実行してまいりたいと思ひしております。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

1 金田 名倉のほうの既設管ですね、津具と同じ鑄鉄管ですか。

生活課長 今入っている配水管を更新していく事業でございます。

1 金田 だから、今ある管の種類は何ですかと聞いているんです。

生活課長 H P P E という管を使用します。以上です。

1 金田 だから、今入っている既設の土の中に入るとる管ですよ。今使っている管は種類は何ですかと聞いているんです。

生活課長 現在、鑄鉄管が入っていると思ひます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 59 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 59 号は、可決されました。

議長 日程第 10、議案第 60 号「財産の取得について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 60 号「財産の取得について」、次のとおり財産の取得契約を締結したので、設楽町議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的は小型動力ポンプ付積載車購入でございます。契約の方法は指名競争入札、契約金額は 766 万 8000 円、契約の相手方は豊橋市西羽田町 5、山佐産工株式会社、代表取締役柘植学。平成 26 年 9 月 2 日提出、設楽町長横山光明。入札により落札者が決定されましたので、仮契約を締結しております。議会の議決をいただきまして、本契約としたいと思っております。次のページに参考資料がございます。予定価格が 792 万 180 円、落札価格が 766 万 8000 円で落札率が 96.82%でございます。入札の執行状況につきましては別紙に添付してございますので、参考にござらんいただければと思ひます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 60 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 60 号は、可決されました。

議長 日程第 11、議案第 61 号「財産の取得について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 61 号「財産の取得について」、次のとおり財産の取得契約を締結したので、設楽町議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的は町営バス購入でございます。契約の方法は指名競争入札、契約金額は 1382 万 4000 円でございます。契約の相手方は豊橋市清須町字堂西 20-1、いすゞ自動車東海北陸株式会社豊橋支店、支店長久保忠彦。平成 26 年 9 月 2 日提出、設楽町長横山光明。入札によりまして落札者が決定されましたので、仮契約を結んでございます。議会の議決を得まして本契約としたいと思っております。次に参考資料が添付してございます。予定価格につきましては、1836 万円、落札価格が 1382 万 4000 円で落札率は 75.29%でございます。入札執行状況は別紙のとおり添付してございますので御参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 61 号の質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 バスの購入については、この 4 年間でたしか初めてかと思えます。私もこの金額を見てびっくりしておるんですけども、落札率が 75.29%ということのようですが、要するにバスの購入等につきましては、特殊な車両ですので毎回このような金額、要するに 1380 万円前後で購入されとるのかどうか、参考までにお聞きします。

生活課長 バスの購入でございますけれども、前回がかなり古く、年数が経っておりまして、その当時の幾らっていうのを見ておりません。しかしですけど、今回バスについては標準仕様書ということで、こちらのほうから指定をさせていただきます、その項目に対して見積をさせていただいたということで、1 からつくりあげてくということになります。大体の形がありましてその中に仕様書の明細によって 1 つずつつくりあげてくということ、このような値段になったと考えております。以上です。

4 夏目 後ほどで結構ですので、確かに10年くらい前だろうと思います。私も4年間おってこれが初めてです。ただ参考までにこのような金額、大体1380万円前後で落札されているのかどうか、後ほどで結構ですので、その参考資料をまた配っていただきたいと思いますがその辺はいかがでしょう。

副町長 今、夏目議員が言われたように前回のバスの購入の結果につきましては、また後ほど資料を配らさせていただきますのでよろしくお願いします。

生活課長 今言われたことにつきましては、わかるようにして報告させていただきます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2 金田 このバスの仕様は高齢者仕様といいますか、ステップが乗りやすいとかそういうふうになっているのですか。

生活課長 町営バスの仕様書が何枚目かについていまして、その中でですね、クラウチングシステムというのが説明書にあると思いますけども、これにつきましては車高調整ができるということで、高齢者の方を対象にしては、前回委員会の中でもそのようなことに配慮していただけないかということで、乗りやすいような仕様ということにさせて発注のほうをかけております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第61号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第61号は、可決されました。

議長 日程第12、議案第62号「設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第62号「設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について」、設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年9月2日提出、設楽町長横山光明。説明といたしましては、時代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布により母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたため、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたため、設楽町の条例の一部改正をするものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明させていただきます。

町民課長 新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。改正後の第2条第1

項第1号のところでございます。母子及び父子ならびに寡婦福祉法とあります。これは法律名の変更によるものでございます。父子が入ったからといって今まで父子がなかったというわけではなくて法律名の変更ですので、対象者に特に影響はございません。(2)のところでございます。この法律の第6条2項に規定するというので、改正前は本条例に個別に規定していたものを新法の第6条第2項に定めているということになりますので、記述をしなくなったものでございます。それから次のページにいきまして、中国残留邦人等というところがございます。これも新しい法律の規定を追加するものがございます。次のページも同じでございます。特に設楽町に中国残留法人の関連する該当者はありません。それからもう一つめくっていただいたところも同じ中国残留邦人等の法律の関連でございます。それから設楽町の保育の実施に関する条例ということで保育料の基準額表が載っております。ここも法律名の変更によるものでございます。本町に該当者は現在おりません。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第62号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第62号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第62号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第63号「和解について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第63号「和解について」、名古屋地方裁判所平成25年(ワ)第4205号建物収去土地明渡等請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成26年9月2日提出、設楽町長横山光明。事件名については名古屋地方裁判所平成25年(ワ)第4205号でございます。建物収去土地明渡等請求事件、当事者として設楽町が原告でございます。丸満産業株式会社を被告として訴えをしております、和解内容につきましては別紙のとおり、事件の概要につきましては旧下津具小学校の校舎をですね、旧津具村から丸満産業が取得をし、主として自動車のほろを生産してまいりましたが、撤退をして土地の賃貸借契約解除と建物買取請求権の行使を主張され、設楽町としては建物撤去の後の賃貸借契約解除を主張し、裁判所による調停を行いました。裁判過程の中で裁判官から和解案の提示がなされ裁判の長期化や相手方の支払い能力などを考えた結果、今回示された和解案に同意し、決着を図りたいと思います。和解に当たり議会の同意を求めるものであります。和解内容及び事件

の概要につきましては、添付資料でございますのでよろしくお願いをいたしたい
と思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 63 号の質疑を行います。質疑はあり
ませんか。

10 田中 2点質問をします。別紙和解内容であります。この7、和解が成立した
日から1ヵ月以内に現金を振り込むということですが、これは履行された
のかまだ履行されていないのかということをお尋ねします。それから8月8日に
和解が成立したもので9月8日までだと思っておりますが、そこら辺もついでに明ら
かにしてください。

それから11のですね、訴訟費用は各自弁とすることとありますが、こ
の訴訟費用は幾らかかったのかということ、2点お尋ねをします。

津具総合支所長 まず和解内容の7番のこととありますが、337万ということでご
ざいます。これは和解案が裁判所のほうからですね、示されまして、議決後です
ね、これ正規な手続きに基づきましてですね、和解内容を網羅したもので締結を
させていただくものでございますので、まだお金は入っておりません。その後と
いうこととありますのでよろしくお願いいたします。

11番の訴訟費用は各自弁と、これはどういうことかと言いますと、判決だとす
とね、裁判費用がかかるということなんですけども、敗訴者が負担をするとい
うことなんですけど、今回の場合はですね、和解ということですので、和解につ
きましては各自ということとございまして設楽町は現在30万プラス消費税とい
うこととございまして、お支払いをさせてもらうということとございましてよ
ろしくお願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 63 号を採決します。採決は、起立によって行い
ます。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 63 号は、可決されました。

議長 日程第 14、議案第 64 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」か
ら日程第 20、議案第 70 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予
算（第 2 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を
求めます。

副町長 議案第 64 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」でご
ざいます。これについての概要について説明をいたします。今回の補正につきましては、

既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3億671万6000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ59億3535万7000円とするものでございます。それでは、歳出から概要を説明します。始めに一般会計及び特別会計で人件費については定期の人事異動に伴うもの、時間外手当など実績に基づくもの、共済組合負担金の負担率変更に伴う補正でございますので、説明は省略させていただきます。補正予算に関する説明書の7ページをごらんいただきたいと思っております。第2款総務費第1項総務管理費3目電子計算費の委託料では電子処理委託として、来年度に行う固定資産税評価替えの準備作業に係る委託と同じく平成27年度から子ども子育て支援法の施行に伴う制度改正に対応するためのシステム改修委託にかかる経費をそれぞれ182万6000円、904万6000円を追加いたしました。使用料及び賃借料では、住民情報新システム及び子ども子育て支援システムの移行時期を平成27年1月に前倒しし、3ヵ月分のシステム使用料1812万円を新規計上いたしました。備品購入費では職員研修用、予備用パソコンと職員閲覧用パソコン合わせまして7台分の購入費75万6000円を計上しました。負担金及び補助金及び交付金ではマイナンバー制度導入に伴う中間サーバーの設置に対し国が整備するデータセンターを利用するための負担金66万3000円を追加するものでございます。同じく4目自治振興費の工事請負費では防犯カメラの設置台数を20台から10台へ減らすことに伴い、330万円減額をするものでございます。ただし減らした10台分につきましては、後ほど6款で説明します、商工会活動費補助金を支出し、設楽町商工会で整備していただきます。9目情報通信基盤整備費は主に繰越金の計上に伴う財源更正により、一般会計から繰出金を464万5000円減額するものでございます。8ページをごらんください。第2項徴税费1目徴税総務費の償還金、利子及び割引料では、法人町民税の修正申告等による過誤納還付金不足が生じる見込みであるため、70万円増額いたします。10ページをごらんください。第3款民生費第1項社会福祉費1目社会福祉総務費の使用料及び賃借料では、民生員の方が県福祉大会へ参加するため、バス借上料を13万9000円計上しました。償還金、利子及び割引料では昨年度の障害者自立支援事業や障害者医療に係る国、県負担金の額が確定したことによる返還金103万円を新規計上しました。また、繰出金では国民健康保険及び介護保険特別会計の人件費の修正に伴い、それぞれ32万2000円、15万7000円を増額しました。次に、第2項児童福祉費2目保育園費の備品購入費では、津具保育園の食器洗浄機の故障による新規購入費99万4000円を計上しました。12ページをごらんください。第4款衛生費第1項保健衛生費1目保健衛生総務費の繰出金では、人件費の増額に伴い、つぐ診療所特別会計繰出金を12万7000円増額しました。3目地域活動支援センター費の報酬、職員手当等及び共済費は嘱託指導員1名分の人件費を186万8000円減額する一方、生活介助員にかかる事務賃金17万4000円を追加しました。また、4目環境衛生費の繰出金では簡易水道等特別会計繰出金で田口及び田口第2簡易水道の統合事業にかかる経費、清嶺取水方式の変更に伴う設計委託、西納庫地区増圧が

ンプ場移設工事費等に対する財源として 2907 万 9000 円を追加計上し、農業集落排水特別会計繰出金では人件費の修正に伴い 10 万 3000 円の増額をいたしております。13 ページをごらんください。第 5 款農林水産業費第 1 項農業費 2 目農業振興費の工事請負費では、道の駅アグリステーションなぐらのトイレ新築工事費について舗装面積及びトイレ換気方式の変更に伴い 130 万 8000 円を追加しました。14 ページをごらんください。第 2 項林業費 2 目林業振興費の備品購入費では、愛知県認証材で作成した木製ベンチ 14 基分の購入費用 140 万円を新規計上いたしました。負担金補助及び交付金で森林経営計画作成事業者及び対象面積の変更により、409 万 4000 円を増額しました。また、3 目林道事業費の委託料では、林道 2 路線において来年度から改良事業を実施する前段階として、土質調査委託にかかる経費 210 万円を計上いたしました。15 ページをごらんください。同じく 3 目林道事業費の使用料及び賃借料では、昨年度発生の大雪被害による倒木処理費用等で当初予算の大半を支出している状況であり、今後の災害に対応するため 300 万円を増額するものでございます。続いて第 6 款商工費第 1 項商工費 1 目商工総務費の負担金、補助及び交付金では、設楽町商工会が国の補助金を活用し、街路灯及び防犯カメラを整備する費用に対し、それぞれ国庫補助残の 8 割、10 割を町補助金として 538 万 2000 円を新規計上しました。2 目観光費の報償費では、11 月開催のゆるキャラグランプリの観光大使出演に対する報償を 6 万円、消耗品ではゆるキャラグランプリ及び PR 用としてマスコットキャラクターグッズ作成経費 276 万 4000 円を追加しました。16 ページをごらんください。同じく 2 目観光費の負担金、補助及び交付金では、奥三河観光協会が一般財団法人化することに伴う人件費の負担金を 36 万 7000 円追加し、4 目観光施設管理費の工事請負費では、清崎観光トイレの撤去工事にかかる経費 144 万 3000 円を計上しました。17 ページをごらんください。第 7 款土木費第 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費の備品購入費では、草刈りや落ち葉集めなど道路維持管理用のエンジンブロワ 2 台分の購入費用 20 万円を計上しました。次に、3 目道路改築費の委託料ですが、町道 2 路線の改良工事实施に伴う測量設計委託費を 1700 万円追加し、繰出金では町道八橋天堤線改良工事による水道管移設に対する特別会計への繰出金 350 万円を新規計上しました。18 ページをごらんください。第 4 項住宅費 1 目住宅費の需用費では町営住宅修繕費用の今後の支出見込みを考慮し、130 万円の増額をいたしております。第 8 款消防費第 1 項消防費 3 目消防施設費の工事請負費では、設楽ダム建設に伴う小松地区の火の見やぐら撤去工事及びホース乾燥塔設置工事費 122 万円を新規計上いたします。19 ページをごらんください。第 9 款教育費第 4 項社会教育費 5 目町民図書館費の使用料及び賃借料では、図書新刊検索データ配信使用料 2 台分 8 万 7000 円を追加するものでございます。20 ページをごらんください。同じく第 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費の報償費及び需用費は愛知駅伝のコース変更により、2 区間が増加するため選手、コーチの人数の増員によるもので、合わせて 22 万 3000 円を追加しました。第 12 款諸支出

金第2項積立金1目積立金では今回の補正に係る歳入歳出の差額分2億20万7000円を財政調整基金へ積み立てることで調整しました。

続きまして、歳入予算の説明を行います。説明書の3ページをごらんください。第10款地方交付税第1項地方交付税1目地方交付税では、本年度の普通交付税の額が確定したことにより7956万3000円を増額しました。第14款国庫支出金第2項国庫補助金1目総務費国庫補助金では、マイナンバー制度の導入にかかる国の中間サーバー利用負担金の支出に対する補助金66万3000円を計上しました。第15款県支出金第1項県負担金1目総務費県負担金では、町道八橋天堤線改良工事に伴う水道管移設工事に対する設楽ダム水源地域整備事業負担金を280万円計上しました。4ページをごらんください。同じく第2項県補助金2目民生費県補助金では、国の子育て支援法施行に対応する電算システム改修事業に対する補助金904万6000円を追加し、4目農林水産業費県補助金は事業量の増加による森林整備地域活動支援事業補助金を310万1000円追加し、木製ベンチ整備にかかる愛知県産木材利用活用推進事業補助金を74万2000円新規計上いたしました。第19款繰越金は平成25年度から本年度への繰越金が確定したことにより、1億9843万8000円増額しました。第20款諸収入第4項雑入3目雑入の非常備消防費収入は、消防田口分団小松地区の火の見やぐら撤去及びホース乾燥塔設置工事に対する設楽ダム建設に伴う国の公共補償費を計上しました。また、雑入でマスコットキャラクター販売売上金104万3000円を追加いたしております。最後に5ページをごらんください。第21款町債の臨時財政対策債を本年度借入可能額の確定により、1010万円を増額しております。以上で、一般会計の補正についての説明を終わります。

続きまして、特別会計の補正予算の概略について説明いたします。議案第65号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして説明をいたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ656万3000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億9639万6000円とするものであります。それでは歳出から説明をいたします。補正予算に関する説明書6ページをごらんください。第3款後期高齢者支援金等及び第4款前期高齢者納付金等においては、本年度の負担分の確定に伴い、それぞれ3万1000円と5000円を増額するものでございます。第9款諸支出金の償還金、利子及び割引料では、平成25年度の療養給付費等、国庫支出金の精算に伴う返還金を223万5000円計上しました。次に、7ページの第10款積立金ですが、前年度交付金と償還額の確定により余剰金が発生したため、397万円を国民健康保険運営基金へ積み立てます。歳入については3ページからになりますが、第5款療養給付費交付金で、前年度の交付金精算による追加交付625万8000円の計上、第6款前期高齢者交付金で前年度分の交付金の確定に伴う5万1000円の減額、第9款繰入金で職員人件費分の一般会計繰入金32万2000円の追加及び前年度からの繰越金確定による3万4000円を増額しました。

議案第 66 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 1044 万 4000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 8 億 4019 万 2000 円とするものであります。それでは、歳出から説明をいたします。予算補正に関する説明書 4 ページをごらんください。第 1 款総務費の報酬及び共済費で介護認定調査員を当初の 1 名から 2 名に増員したことによりそれぞれ 160 万 8000 円、25 万円を増額いたしました。第 4 款諸支出金の償還金、利子及び割引料では平成 24 年度の介護給付費及び地域支援事業の補助金額の精算に伴う返還金 803 万 8000 円を計上しました。次に 5 ページの第 5 款積立金ですが、前年度繰越金と償還額の確定により余剰金が発生したため、224 万 9000 円を介護保険運営基金へ積み立てます。歳入につきましては 3 ページになりますが、第 7 款繰入金で職員人件費分の一般会計繰入金 15 万 7000 円を追加し、第 8 款繰越金で前年度からの繰越金確定による 1028 万 7000 円を増額しました。

議案第 67 号「平成 26 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、説明いたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 3259 万 4000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 億 8244 万 7000 円とするものであります。歳出から説明をいたします。補正予算に関する説明書 4 ページをごらんください。第 2 款事業費第 1 項施設管理費 1 目田口簡易水道施設管理費では、取水場移設及び田口第 2 簡易水道との事業統合に向けた基本計画策定委託費 528 万 2000 円を計上しました。2 目清嶺・豊邦簡易水道施設管理費の需用費では漏水緊急修繕工事の増加に伴い、今後の支出見込みを考慮し、200 万円を増額し、委託料で清嶺取水場の取水方法の変更に伴う実施設計委託費 163 万 1000 円を新規計上しました。5 ページをごらんください。第 3 款施設整備費第 1 項施設整備費 1 目清嶺・豊邦簡易水道施設整備費では本年度が配水管布設替事業の最終年となり、事業の精査の結果、管路の延長変更がありまして 356 万円を増額いたしました。次に、2 目名倉・津具簡易水道施設整備費の工事請負費、公有財産購入費及び物件等移転補償費は、西納庫地区の増圧ポンプ場を地下式から地上式へ移設することにより合わせて 2064 万 5000 円を新規に追加しました。歳入については 3 ページになりますが、第 5 款繰入金で職員人件費の調整と歳出の各簡易水道にかかる事業にあてる一般会計繰入金 3257 万 9000 円を追加し、第 6 款繰越金で前年度からの繰越金確定による 1 万 5000 円を計上しました。

議案第 68 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」について、説明をいたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 11 万 9000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 5088 万 6000 円とするものであります。歳出から説明をいたします。補正予算に関する説明書の 4 ページをごらんください。職員人件費の共済組合費負担金を負担率変更により増額するものでございます。歳入については 3 ページになりますが、第 3 款繰入金で職員人件費分 10 万 3000 円を追加し、第 4 款繰越金で前年度からの繰越金確定

による1万6000円を計上しました。

議案第69号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」について、説明いたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ12万7000円を追加し、歳入歳出それぞれ7992万1000円とするものであります。歳出から説明をいたします。補正予算に関する説明書の4ページをごらんください。職員人件費の共済組合費負担金を負担率変更により12万7000円増額するものでございます。歳入については3ページになりますが、繰入金で職員人件費分12万7000円を追加いたしました。

最後に議案第70号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第2号）」につきまして、説明をいたします。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ21万6000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億128万9000円とするものであります。歳出から説明をいたします。補正予算に関する説明書の4ページをごらんください。職員人件費の時間外手当及び職員共済組合負担金の負担率変更に合わせて21万6000円を増額するものでございます。歳入につきましては3ページになりますが、第5款繰越金で前年度からの繰越金確定により893万2000円を増加する一方、第4款繰入金及び第6款諸収入で設楽町、東栄町及び豊根村の負担分をそれぞれ464万5000円、407万1000円減額をしております。以上、特別会計を含めまして補正の概略の説明をさせていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 議会開催の冒頭に申し上げましたとおり、4時から一般の皆さんを交えてとましーなちゃんのPR決起大会をキャノピーで行いますので、50分くらいになりましたら一度議会を閉じさせていただきたいと思っておりますので、御了承をいただきたいと思っております。それまで1件ずつ進行したいと思っております。

提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第64号「平成26年度設楽町一般会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

1 金田 農林水産の14ページです。一番下委託料、土質調査委託料を210万円みでありますが、林道の土質調査と言われましたけども、何箇所分の調査ですか。

建設課長 10箇所予定しています。

議長 ほかにありますか。

4 夏目 時間がきたら打ち切ってもらって結構ですので、また後ほど行いたいと思っておりますけども、とりあえず7ページ住民情報システム使用料1812万円、これにつきましては先ほど、住民情報システムと子ども子育て支援導入に伴うものだと、3ヵ月分であると、前倒し分であるところというふうに聞きましたが、住民情報システムそのものについて内容はですね、どういう情報システムなのか、そしてどちらのほうに委託しておるのか、ちょっとその辺をお聞きします。それが1点。

それから2点目が20ページ財政調整基金で2億20万7000円積み立てられてますけども、基金の累計額をお聞きします。

それから最終的に23ページ起債の残高調書、こちらのほうの臨時財政対策債、これにつきましては交付税措置があるかと思えますけども、何%くらいあるのか、参考までにお聞きします。以上です。その3点をお願いします。

総務課長 1812万円ですが、住民情報システムいろんなものが入ってまして、一般的には基幹系システムと呼びまして、住民基本台帳、印鑑登録、税、国民年金、国保、後期高齢、福祉医療、障害者福祉、選挙、農家台帳等、32の業務を委託するわけですけど、既存のタイムリーというシステム、今使っているシステムを今度豊川市を含めた共同調達で行うアクロシティというシステムに移行することになりました。当初はですね、27年の10月に移行するという計画でありましたが、マイナンバー制度の関係で3月までにその移行を終えないとマイナンバー制度に影響が出るということで、準備を前倒して行った関係上、当初予算においては27年度予算に計上するものが3ヵ月分、1月に前倒ししますので3ヵ月分の予算を今回補正するものであります。

財政課長 財政調整基金の累計ですが、22億3580万1623円です。

総務課長 すいません、ちょっと漏らしました。3ヵ月分と言いましたけど、基本的にはこのシステムを使うのを75ヵ月で想定してまして、年割で毎年同じ金額で対応できるように平準化した形で単価を決めまして、それを3ヵ月分今年度予算で支払うものであります。したがって来年度以降は、毎年度同じ額でいくということですよ。

4 夏目 23ページの臨時財政対策負債の交付税措置、元利償還金の何%くらい措置されるのか、参考までにお聞きします。

副町長 100%交付税措置されるはずでございます。

議長 ほかにありませんか。

7 鈴木 17ページの土木費道路維持費のところですが、エンジンプロワが1台10万円ということですが、ちょっと値段が高いかなと思うんですが、メーカーはどこでしょう。

建設課長 一応2台で20万円、メーカーはちょっとあれなんですけど、手持ちでやる機械を予定してて、皆さんにですね、清掃等をするとき貸し出しをしたいというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第64号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第64号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

それでは、時間になりましたので暫時休憩としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、暫時休憩といたします。正面玄関キャノピーのほうへ御集合をお願いいたします。

休憩 午後 3 時 52 分

再開 午後 4 時 29 分

議長 本会議の中座、御協力ありがとうございました。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 65 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 65 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 65 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 66 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 認定調査員の方が 1 名増員になったということですが、あと 10 年くらい高齢者の人数ふえていくんですが、まもなくピークがくると思うんですけども、その間さらに増員するという必要が出てきますか。

町民課長 現在の増員の理由は、もちろん人数がふえるというところもございましたけれども、職員の産休、育休の関係ですとか、そういった内部の事情でございますので、ふえるというのは今のところ予定はしておりません。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第 66 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 66 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 67 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 67 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 67 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 68 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 68 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 68 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 69 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 69 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 69 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 70 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 70 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 70 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 21、認定第 1 号「平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 34、認定第 14 号「平成 25 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 14 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。なお、既に決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明願います。

副町長 認定第 1 号「平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 223 条第 3 項の規定により、平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 26 年 9 月 2 日提出、設楽町長横山光明。認定第 2 号から認定第 14 号までの特別会計におきましても、

一般会計と同趣旨により提出をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。概略について説明をさせていただきます。一般会計からの概略でございます。まず、歳入につきまして説明をいたします。町税から町債までの収入済額の総額は67億1907万6796円で前年度と比べ約6億1000万円の増額となりました。歳入全体に占める割合は、地方交付税が40.6%と最も高く、続いて諸収入が12.8%、町税が9.9%、県支出金が9.1%、繰越金が6.9%、町債が5.6%の順になっております。歳入のうち、国等の意志により交付が決定される、いわゆる依存財源は約41億3300万円であり、歳入全体の約62%を占めております。一方、自主財源は約25億8600万円で全体の約38%を占めるものとなりました。歳入の主なものとしまして、町税において個人住民税の増収により約5000万円増額となりました。国庫補助金は、国の経済対策として臨時交付金が交付されたことにより、約2600万円の増額となりましたが、県支出金は設楽ダム関連地域整備事業の進捗に合わせ、県、下流市町からの負担金が事業量の減に伴い、減額になったことから前年度に比べ約3800万円の減額となりました。また、繰入金が行方建設基金の取り崩し額の減により、約6200万円の減額となった一方、新庁舎等建設工事に係る繰越に伴う財源を確保したことにより、繰越金が約2億9200万円の増加となり、諸収入においては過去の設楽ダム行政需要費に係る国からの負担金の収入が臨時的にあったことから約4億700万円の大幅な増加となりました。町債は過疎対策事業債の借入額が増加したものの、臨時財政対策債及び合併特例債の借入額の減額により、全体で7800万円の減額となりました。

次に、歳出についてでございます。支出済額の総額は63億9318万7669円で前年度と比べて7億4000万円余の増額となりました。それでは歳出の主な特徴を款別に説明をさせていただきます。議会費は約7100万円で歳出総額の約1.1%を占めております。主に人件費となっております。総務費は約18億6900万円で歳出総額の29.2%を占めており、主に特別職を含む他の款で支出する職員以外の職員人件費や庁舎を含む公共施設や庁用車の維持、管理費、電算システムの運用や維持、管理、選挙の執行等、幅広い内容の支出をしております。平成24年度及び25年度継続事業の新庁舎等建設工事や設楽ダム生活再建資金の交付、地域おこし協力隊の設立、契約管理システム導入及び参議院議員通常選挙、設楽町長選挙の執行等により前年度と比べ約4億9100万円の大幅な増額となりました。民生費は約7億8400万円で歳出総額の12.3%を占めており、主に子供からお年寄りまでの福祉施策全般にかかる経費を支出しておりますが、民間保育所耐震診断に対する補助金の増額があったものの、旧清嶺保育園解体工事費ややすらぎの里の水洗トイレ改修工事が平成24年度のみのものであったことにより、前年度と比べ約1600万円の減額となりました。衛生費は約6億300万円で歳出総額の9.4%を占めており、主に健康増進や環境衛生などにかかる経費を支出しておりますが、つぐ診療所医師住宅建設に伴う特別会計への繰出金が増加いたしましたが、事業量の減少による簡易水道特別会計繰出金が減額したことにより、全体として前年度

と比べ約 50 万円の小幅な減額となりました。農林水産業費は約 4 億 800 万円で歳出総額の 6.4%を占めており、主に農林業の振興、農林道整備にかかる経費を支出しておりますが、愛知森と緑づくり事業及び林道整備事業にかかる支出額が減少したことにより、前年度と比べ約 2200 万円の減額となりました。商工費は約 1 億 4100 万円で歳出総額の 2.2%を占めており、主に面の木園地やつぐ高原グリーンパーク等の町内の観光施設管理費で、特産品ブランド化事業とマスコットキャラクター作成にかかる経費の増加により前年度と比べ約 300 万円の増額となりました。土木費は約 6 億 600 万円で歳出総額の 9.5%を占めており、主に町道、町営住宅の維持、管理にかかる経費を支出しておりますが、橋りょう及び町道維持工事にかかる経費が増額となりましたが、設楽ダム地域整備事業に伴う町道整備事業費のうち、設計委託及び物件等移転補償費及び町営住宅整備事業費が減額となったため、前年度と比べ約 300 万円の減額となりました。消防費は約 2 億 4200 万円で歳出総額の 3.8%を占めており、主に消防・防災対策全般にかかる経費を支出しておりますが、広域消防事務負担金及び各自主防災組織へ配付する防災対策用備品の購入経費が増額になったことにより、前年度と比べ約 500 万円の増額となりました。教育費は約 3 億 3600 万円で歳出総額の 5.3%を占めており、主に学校教育や社会教育にかかる経費を支出しておりますが、小中学校の施設、設備の改修工事費の増加、歴史民俗資料館敷地造成工事实施設計及び給食調理場空調設備工事を新規に実施したことにより前年度と比べ約 1800 万円の増額となりました。災害復旧費は約 1600 万円で歳出総額の 0.2%を占めております。9月に発生した台風 18 号や2月の大雪によって被害のあった町道や農地等復旧事業を行ったため、前年度と比べ約 1100 万円の増額となりました。公債費は約 7 億 1200 万円で歳出総額の 11.1%を占めております。平成 21 年度借入債において、一部元金の償還が開始したことにより前年度と比べ約 1100 万円の増額となりました。諸支出金は約 6 億 600 万円で歳出総額の 9.5%を占めております。財政調整基金への積立金の増加により前年度と比べ約 2 億 5300 万円の増額となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は約 3 億 2600 万円となりました。繰越明許費等に充てるために翌年度へ繰り越すべき財源は 2700 万円でしたので、実質収支は 2 億 9800 万円となりました。

続きまして、特別会計の決算概要について説明をいたします。まず、国民健康保険特別会計につきましては歳入総額 6 億 6293 万 2657 円、歳出総額 6 億 4289 万 7861 円、歳入歳出差引額 2003 万 4796 円となりました。次に、介護保険特別会計につきましては歳入総額 7 億 7510 万 3183 円、歳出総額 7 億 6381 万 5303 円、歳入歳出差引額 1128 万 7880 円となりました。次に、後期高齢者医療保険特別会計につきましては歳入総額 2 億 558 万 1411 円、歳出総額 2 億 530 万 9211 円、歳入歳出差引額 27 万 2200 円となりました。次に、簡易水道等特別会計につきましては歳入総額 5 億 4817 万 9229 円、歳出総額 5 億 4816 万 3659 円、歳入歳出差引額 1 万 5570 円となりました。次に、農業集落排水特別会計につきましては歳入総

額1億3385万2089円、歳出総額1億3383万6024円、歳入歳出差引額1万6065円となりました。次に、町営バス特別会計につきましては歳入歳出総額ともに3358万9095円となりました。次に、つぐ診療所特別会計につきましては歳入歳出総額ともに1億251万5113円となりました。次に、情報ネットワーク特別会計につきましては歳入総額2億6764万4846円、歳出総額2億5861万2078円、歳入歳出差引額903万2768円となりました。最後に、田口、段嶺、名倉、津具、神田平山各財産区特別会計の決算状況については、決算書をごらんいただくということで説明のほうは省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。次に、監査委員の決算審査の御意見を、後藤代表監査委員にお願いしたいと思います。

代表監査委員 それでは監査の結果を報告します。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、決算審査に付された平成25年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について、意見書により説明します。審査は、平成26年8月4日から6日までと8日の4日間で熊谷監査委員と実施しました。審査の対象は、平成25年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金です。一般会計及び13特別会計の歳入歳出にかかる決算総額は、歳入総額95億3090万1121円、歳出総額91億6113万5791円、差引額3億6976万5330円で、その内訳は表1「一般会計」及び表2「特別会計」のとおりです。また、一般会計13及び特別会計16の計29基金に係る決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高38億8826万919円、決算年度中の増減高3億1424万7765円、決算年度末現在高42億250万8684円であり、その内訳は表3「各基金の総括表」のとおりです。審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、歳出面において一部不適正な処理があり、今後は関係法令にのっとり適正に処理すること、計数については適正と認められました。財政状況として、平成25年度の決算規模は、一般会計では、歳入総額67億1907万6796円、歳出総額63億9318万7669円、差引額3億2588万9127円となっており、特別会計では、歳入総額28億1182万4325円、歳出総額27億6794万8122円、差引額4387万6203円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、平成24年度との比較において新庁舎工事請負費等の歳出があり約13.2%増加した。歳入面では、約9.9%の増加となりました。町税の不納欠

損額が平成 24 年度 67 万 3690 円、平成 25 年度 57 万 4623 円あり、前年より減少しており努力されていますが、収入未済額が平成 25 年度 1009 万 7885 円で 2.8% 増加しており、滞納者に対して、きめ細かい納付指導を行うなど、収入未済額を少なくするよう努力されたいです。特別会計の決算規模は、平成 24 年度との比較において、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計において増加したことにより、歳入面で約 3.7%、歳出面では約 4.3% の増加となりました。平成 25 年度において不納欠損額が、国民健康保険特別会計で 835 万 6062 円と介護保険特別会計で 82 万 5160 円と後期高齢者医療保険特別会計で 8 万 5500 円と高額を不納欠損処分していますが、今後は、関係法令にのっとり適正に処理し、滞納者に対して、きめ細かい納付指導を行うなど、収入未済額を少なくするよう努力されたいです。財政全体として、歳入及び歳出に係る予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。財政運営について、国及び地方ともに財政状況が厳しい中、当町においては引き続き、ダム対策事業等の大型事業が計画、執行されていくことから、今後とも健全で、適切かつ的確な、将来を見据えた財政運営を望みます。また、財政基盤の弱い当町にあっては、歳入面での収入未済額の減少に努力することはもちろんですが、事務及び事業内容について、企業性、採算性も十分考慮した上で、行財政の健全性を常に念頭に置き、積極的に見直しを行うなど、適正化を図りつつ、有効な予算執行がなされることを望みます。例月出納検査の際に、職員等に支給する諸手当の適正支給と点検の徹底、緊急工事精算調書、工事等の検査調書、物品等の検収調書等の記入不備等を指摘、指導した結果、早期に是正されました。特に情報ネットワーク特別会計においては、収入未済額が改善されており担当者の努力の成果が見られました。決算審査の結果は、以上です。

議長 ありがとうございます。お諮りします。会議規則 9 条で会議時間は午後 5 時までとするとなっております。このまま会議を続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」の声がありましたので、午後 5 時を過ぎてもこのまま会議を続けます。提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 1 点のみお尋ねをしますが、審査結果の中で歳出面において、一部不適切な処理があったということではありますが、これは商工費の需用費の関係でしょうか。

代表監査委員 そのとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

2 金田 最後のところですが、精算調書とか検査調書とか検収調書などの記入不備とは、どういう点でしょうか。

代表監査委員 各課によって様式が統一されていなかったものですから、それぞればらばらだったので、修正したらどうですかという指導をさせていただきました結

果、すぐに直していただきましたけども。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。お諮りします。認定第1号から認定第14号までの14議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 認定第1号から認定第14号までの14議案については、11名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、金田敏行君、金田文子君、松下好延君、夏目忠昭君、渡邊勲君、村松修君、鈴木藤雄君、伊藤武君、熊谷勝君、田中邦利君、土屋浩君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。決算特別委員会の方は次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

休憩 午後4時59分

【決算委員会 開催】

再開 午後5時08分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に、11番土屋浩君、副委員長に、3番松下好延君が選任されましたので御承知おきください。なお、決算特別委員会は、9月4日午前10時から総務建設委員会所管、9月8日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしく願います。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会とします。御苦労さまでございました。

散会 午後5時10分